

26川総行革第227号

平成27年 1月16日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 奥宮 京子 様

同 菅原 進 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 福田 紀彦

平成25年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成26年1月29日付けで包括外部監査人宗和暢之氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ：協働によるまちづくりに関する事業についての事務】

第2 総論

2 協働を推進するにあたっての課題

(2) 協働に関する新たな基準の策定

全般1 協働に関する基準の策定（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市における協働の推進は、まず自治基本条例で協働の考え方を示し、これを受け、それぞれの協働の担い手を包含した事業化に向けた基準を策定し、さらに市民活動団体といったそれぞれの協働の担い手ごとに担当する所管部局の取り組み方針を示した基準を策定するといった3階層の基準策定が合理的である。

現時点では、この3階層の基準のうち、第2階層に該当する「協働の推進に関する基準（仮称）」は策定されていないが、このことが全庁的な視点から見た協働の推進に関する事業の具体化を不明瞭にする一因となっている。至急、「協働の推進に関する基準（仮称）」の策定に取り組むべきである。

〔措置の内容〕

平成26年1月に設置された「川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会」において、包括外部監査の指摘を踏まえた協働のあり方について調査審議を行った結果、同年11月に市長に提出された報告書において、市民活動団体だけではなく、地域で活動する幅広い主体を対象とした行政との協働のあり方や、地域で活動する主体同士の連携のあり方への対応を検討していくことが必要であるとして、具体的な検討の方向性について提言を受けました。

これを受け、本市における協働・連携に関する基本的な考え方及び協働・連携により地域の課題解決を促進するための具体的な仕組み等に関することなどを検討することを目的に、平成26年12月に「川崎市協働・連携のあり方検討委員会」を設置し、平成27年12月を目途に検討を行っています。なお、現在予定されている検討項目は次のとおりです。

- ・ 協働・連携の理念・定義付け
- ・ 地域課題に対応する主体に応じた協働・連携のあり方の整理
- ・ 市域拠点型の中間支援組織だけでなく、区レベルにおける中間支援組織の育成・ネットワーク化
- ・ 協働型事業のルールを検証・見直し（協働・連携に関する新たな職員向け周知手法の検討（ハンドブックの作成を予定））
- ・ 協働コーディネーターとしての行政の機能強化
- ・ ICTを活用した情報共有のあり方
- ・ 市民ファンド等市民による公益活動支援との連携
- ・ 公益活動を行う主体に対する評価制度の検討

今後、検討委員会での意見の取りまとめを受け、市が「(仮称)協働・連携に関する基本方針」案を作成した上で、平成28年1月にパブリックコメント手続を実施し、市民や関係団体からの意見を踏まえた上で、同年3月に市の方針を決定する予定です。方針の策定後は、この方針に基づき各局区が協働・連携事業を実施するとともに、庁内の推進体制を整備し、情報共有や推進の進捗把握を行っていきます。

(3) 協働に関する計画の策定

全般2 協働に関する計画の策定(指摘)

〔指摘の要旨〕

協働を進めるためには、どのような地域課題に対して協働を推進するのかといった点を明確にする必要がある。また、協働の推進には、その担い手となる市民の育成が必要となることも多く、この点からも計画的に協働を進めることが重要となる。

そこで、地域課題の整理や、課題解決の手法となる協働の進め方、さらには協働の担い手の育成を含む協働推進に向けたスケジュールを示した「協働推進計画(仮称)」の策定が不可欠である。なお、「協働推進計画(仮称)」には、事業目的、事業体系及び計画期間(例えば5年間)の記載が必要である。

〔措置の内容〕

全般1における措置の内容のとおりです。

全般3 推進計画における事業目的の明確化(指摘)

〔指摘の要旨〕

協働型事業のルールにも記載されているところであるが、協働は課題解決の1つの手段であって目的ではない。しかし、個々の事業を検証すると協働で行うことが事業の意義となっている事業も多い。協働の担い手を育成するという点からは協働を行うことが目的であるといった考え方もあるが、そのことが事業目的が不明確になる一因となっている。「協働推進計画(仮称)」では、協働による事業の目的、目指すところ、目標を記載することで、協働による事業の目的を明確にするといった取組が必要である。

〔措置の内容〕

全般1における措置の内容のとおりです。

全般4 成果の振り返りと検証可能な目標の設定(指摘)

〔指摘の要旨〕

協働型事業のルールでは、協働を推進するにあたっての6つの原則が定められており、その1つとして「成果の振り返り」(事後評価)が挙げられている。しかし、個々の事業を検証すると成果の振り返りが不十分な事業が多い。その原因として、事業開始時点で目標が設定されていないため、成果の振り返りがしづらい点が挙げられる。そこで、「協働推進計画(仮称)」では、「成果の振り返り」が可能となるように成果指標なども用い、より具体的に目標を示すことが求められる。

〔措置の内容〕

全般1における措置の内容のとおりです。

全般5 事業計画期間の設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

行政においては、一般的に、一度事業が開始されると、廃止しづらいといった傾向が見受けられる。協働に関する事業についても、社会経済環境の変化や協働の担い手の高齢化などが生じて、事業の見直しがなされていない事業が多い。このように事業の見直しが行われない一因として、あらかじめ事業期間を設定したうえで事業を開始していないことが挙げられる。「協働推進計画（仮称）」では、例えば、計画期間を5年間と設定し、毎年度、成果の振り返りを行うとともに、事業計画期間終了時点では、事業の改廃を含めた検討を行うといった取組が必要である。

〔措置の内容〕

全般1における措置の内容のとおりです。

(4) 協働を推進するにあたっての体制の見直し

全般6 協働に関する全庁的、横断的体制の構築（指摘）

〔指摘の要旨〕

協働の推進は全庁的、横断的に進めるべきものである。したがって、全庁的、横断的な視点から協働の推進を担う体制を構築するとともに、この体制のもと、自治基本条例の理念や、新たに策定する「協働の推進に関する基準（仮称）」に従って協働の推進が行われているかどうかといった検証を行う役割が求められる。

〔措置の内容〕

全般1における措置の内容のとおりです。

全般7 全庁的、横断的な視点からの事業の整理（指摘）

〔指摘の要旨〕

全庁的、横断的な視点から協働の推進を担う体制では、先に示した「協働推進計画（仮称）」の策定に加え、計画の策定過程では、現在実施されている協働に関する事業の整理が必要である。しかし、それぞれの事業は別個の部署が担当していることもあり、事業間の連携は図られていない。類似事業の重複を避けることや、より高い成果を目指すため事業間の連携を図るといったためにも、協働の推進に関する事業を一元管理する体制の構築が求められる。

〔措置の内容〕

全般1における措置の内容のとおりです。

全般8 全庁的、横断的組織によるモニタリングの管理（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市では、それぞれの区の実情に応じた独自の事業として地域課題型事業が行わ

れており、その内容は区の独自性に委ねることとなっているため、事業の企画立案は、区ごとに実施されている。しかし、その一方で、地域課題型事業が地域課題の解決にどのように貢献しているのかといった成果の振り返りは、全庁的、横断的に行うべきである。したがって、地域課題型事業の成果の振り返りを効率的・効果的に実施するためには、協働を全庁的、横断的に所管する部署を明確にし、これを担わせることが必要である。

〔措置の内容〕

平成 26 年度の組織改正により、自治基本条例を所管する総合企画局自治推進部が協働推進の全庁的な取りまとめを担っており、協働型事業のルールに基づく協働型事業のあり方については、平成 26 年 12 月に設置した「川崎市協働・連携のあり方検討委員会」における検討の中で、整理を行っています。区の地域課題対応事業については協働型事業以外の事業も含まれているため、関係部署と調整を図りながら、区のあり方の検討状況と併せ整理を行っていきます。

全般 9 区役所間の連携（指摘）

〔指摘の要旨〕

地域課題型事業に見られるように地域課題の解決に向けた協働の推進は、区役所が地域の独自性に応じて事業の企画立案を行うことが重要である。その一方で、全市的に協働を推進するためには、区役所間の連携も必要となる。区役所間の連携についても効率的・効果的に実施するためには、協働を全庁的、横断的に所管する部署を明確にし、これを担わせることが必要である。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から総合企画局自治推進部が協働型事業の全庁的な取りまとめを所管する部署として、協働に関する局区間や区間の調整を行っています。

(5) 協働の推進と区役所における体制の見直し

全般 10 区役所における体制の見直し（指摘）

〔指摘の要旨〕

各区役所で行われている協働事業についても、類似事業の整理や、事業間で連携を図ることでより高い効果が期待できる事業が存在することから、区役所においても協働に関する事業を統括する部署を明確にする必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年 3 月に策定した行財政運営に関する改革プログラムにおいて、「市民等による地域課題の解決を支援する執行体制の構築」として、地域コミュニティの活性化や市民活動の支援の方策、シニア世代の健康の維持・増進や子育て支援のあり方等について調査・検討しつつ、身近な課題を市民や企業等が地域の中で協力して解決するまちづくりの実践に向けて、区役所における新たな地域への支援体制を構築することとしました。

(6) 推進に関する事業目的の明確化

全般 1 1 推進に関する事業目的の明確化（指摘）

〔指摘の要旨〕

本来、イベントは、地域の特徴なども考慮したうえで地域の協働の推進を目的に行われるべきものである。しかし、実際に事業が開始されると、イベントへの来場者数などに目が奪われ、イベントを実施することが目的化し、本来の目的である地域課題の解決にどのように貢献しているのかといった視点は見落とされがちになる。

そこで、協働を行うことの目的を明確にするため、イベントの目的と協働の目的を別個に設定することが考えられる。例えば、イベントの目的を“A 目的（例えば、イベントへの来場者数）”、協働の目的を“B 目的（例えば、イベントを実施する側での世代間の交流（世代別の参加者割合））”とし、それぞれの目的を明確にすることで両者の混同を避けることができる。

〔措置の内容〕

協働型事業のルールの見直しを行うなかで、事業の実施目的と協働の目的を別個に設定していくなどの仕組みを導入し、より協働型事業の実施の効果が得られるよう施策を推進していきます。

(7) 市民と行政との関係の整理

全般 1 2 要綱等による市民と市との役割分担の明確化①（指摘）

〔指摘の要旨〕

概ね要綱等に定められている役割分担は、抽象的な内容なものが多く具体性に欠けている。これは、要綱等で詳細な内容まで規定すると、状況に応じた対応が困難になり、むしろ事業の硬直性を招いてしまうことを危惧してのことと考えられる。しかし、協働に関する事業では、市から協働の担い手に対して、委託費、補助・助成といった支出が行われているケースが多く、したがって要綱等で委託内容等を明確に定めることが必要である。

市民と市との役割分担をどの程度詳細に規定すべきかは、協働の事業内容や事業目的によっても異なる。例えば、実行委員会が主体的に行うまちおこしを目的としたコンサートなどの事業であれば、事業内容は実行委員会の自主性に委ねる趣旨から、協働の担い手の役割分担は要件程度の概括的なものも可能と考えられる。一方、地域防災など一定の市の関与が求められる事業については、より詳細な内容を要綱等で示す必要がある。

〔措置の内容〕

平成 20 年の「川崎市協働型事業のルール」の取りまとめに際し、「協働型事業委託マニュアル」を作成し、協働型事業の進め方やその事業の実態に応じた行政の関与のあり方、責任の範囲をより明確化していくための協定書の作成等について分かりやすく説明しています。ただ、その内容が必ずしも各所管課に十分周知されていないことから、平成 26 年度実施の協働に関する職員及び市民向け説明会（5 月高津区まちづくり協議会、9 月高津区提案事業、10 月新規職員採用研修、12 月中原区提案事業、1 月

多摩区市民協働研修)の機会を捉え、協働や協働型事業のルールの内容について改めて周知しました。さらに、平成27年2月に職員全体向けの研修会を実施し、全庁的に周知を徹底していきます。

また、平成26年6月に企業・大学等との協定書に基づく連携に関する調査、9月に協働に関する庁内調査を実施し、協働型事業のルールに基づく事業に加え、ルールに基づかない事業や協定書に基づかない事業について確認を行ったところ、多様な協働・連携事業が各局区で実施されていることが分かりました。これらの調査結果を踏まえ、平成26年12月に設置した「川崎市協働・連携のあり方検討委員会」において協働型事業のルールの検証・見直しを行い、平成27年12月を目途に取りまとめを行います。その内容を踏まえ、市民活動団体だけではなく、事業者や団体、複数の団体等で構成される委員会などとの協働・連携のあり方について、具体的な行政関与のあり方や負担割合、内容に応じた事業実施手法、事業期間などをより明確化したハンドブックを平成28年度に作成し、全庁的にこれを活用していきます。

全般13 要綱等による市民と市との役割分担の明確化②(指摘)

〔指摘の要旨〕

区が実施する協働の事業は、公共性が高く区が積極的に関与すべき事業から、市民の自主性に委ねるべき事業まで幅が広い。個々の事業を検証すると、本来、区が市民に対し事業方針を示すなど積極的に関与する必要があるにもかかわらず、区の関与が不十分な事業も多い。また、事業の実施段階で、区の関与の範囲、程度が組織的に(例えば、課として)十分に検討されていないケースが多い。そこで、協働に関する事業については、市民と区との役割を組織内で検討することが必要である。

〔措置の内容〕

全般12における措置の内容のとおりです。

全般14 事業目的、事業内容と事業形態との整理(指摘)

〔指摘の要旨〕

事業目的、事業内容と事業形態との整合が図られていない事業が見受けられる。特に実行委員会方式で実施されている事業では、実行委員会に委託費が支払われているケースが多いが、区民が実行委員会を構成し主体的に音楽祭を実施するという事業の趣旨からすると、委託費より補助・助成がふさわしい。

また、協働の担い手の資金使途を明確にするためにも、委託費に比べ、補助・助成対象が特定されている補助・助成が望ましい。さらに、本来、補助・助成とすべきところを委託費とすることは協働の担い手の自主性を損なう結果にもなる。事業目的、事業内容に応じた事業形態の選択が必要である。

〔措置の内容〕

全般12における措置の内容のとおりです。

(8) 区役所で実施する事業の調整

全般 15 自主防災組織に対する活動助成等事業の整理（指摘）

〔指摘の要旨〕

各区では、川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱に基づき、自主防災組織活動助成金事業、自主防災組織防災資器材購入補助金事業が実施されているが、その事業内容には差異も見られることから、各区横断的な整理が必要である。

自主防災組織活動助成金事業、自主防災組織防災資器材購入補助金事業は、自助、公助に加え、共助の考え方に基づいた自主防災組織による地域防災力の向上を目的としている。自主防災組織の活動自体は自主的なものではあるが、川崎市としても地域防災力を強化するという公共性に鑑み補助金、助成金を支出している。このような公共的な視点から、市としては自主防災組織結成を促すべきであるが、これに向けた各区の取組状況は異なっている。

また、自主防災組織が行う防災訓練の実施状況は、概ね 60%程度（自主防災組織のうち平成 24 年度に防災訓練を行った割合）である。防災訓練の実施状況を向上させるため、幸区のように、ネットワーク協議会を設置し、協議会を通して、訓練に積極的に取り組む自主防災組織の状況を他の組織に紹介することで他の組織の実施を促す区役所がある一方で、このような取組を行っていない区役所も多い。

さらに、自主防災組織の資器材の保有状況の把握については、麻生区、多摩区のように毎年度把握している区がある一方で、資器材の保有状況を把握していない区も多い。自助、共助、公助による取組が互いに補完しあい地域防災力の強化を図るという点からも、自主防災組織が保有する資器材の状況を区が把握することは不可欠である。

なお、川崎市が行う資器材の備蓄状況は市や区のホームページで公表されているが、これに加えて、自主防災組織が保有する資器材の状況についても地域住民に周知し、区民一人ひとりの自助の取組に役立てるべきである。

〔措置の内容〕

川崎市自主防災組織活動助成金及び川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の運用や、自主防災組織の結成、防災訓練の実施促進については、平成 26 年 6 月に各区の取組状況について調査を行い、他の区の有用な事例を今後の取組の参考とするよう、平成 26 年 7 月に開催した危機管理担当課長会議において、情報の共有を行いました。

各自主防災組織の防災資器材の保有状況の確認については、平成 26 年 6 月に各区に対して行った取組状況の調査結果を踏まえ、平成 26 年 7 月に開催した危機管理担当課長会議において全区で状況を共有するとともに、平成 26 年 9 月に開催した川崎市自主防災組織連絡協議会役員会での意見を考慮し、総務局危機管理室、区役所、自主防災組織と連携して、5 年ごとに統一的な調査を行うことを確認しました。

また、自主防災組織の資器材保有状況の周知について、自主防災組織連絡協議会では、現時点で広く広報するのは適切ではないとの御意見もあることから、統一的に地域住民への周知は行わないものの、既に実施している区の取組を平成 26 年 7 月の危機管理担当課長会議で情報の共有を行い、引き続き補助制度の周知や、訓練等の活動

への助言など、自主防災組織への支援を行うことを確認しました。

(9) 区役所で実施する事業の調整

全般 16 まちづくり推進組織の見直し（指摘）

〔指摘の要旨〕

まちづくり推進組織が設置された平成 10 年ごろと比較すると、NPO 法人が増加するなど協働の担い手の状況についても大きく変化している。一般的には NPO 法人の増加に見られるように、協働の担い手は専門性を高めており、それぞれの分野で地域課題の解決に貢献している。協働の担い手の専門性向上に伴い、宮前区を除くと、まちづくり推進組織の活動範囲は相対的に減少しているケースが見られる。

そこで、まちづくり推進組織については、地域課題の解決に向けた実施主体ではなく、これまでの幅広い活動経験を活かした団体間の交流の窓口といった中間支援団体としての役割に衣替えをするという見直しの時期に来ているものと考えられる。なお、まちづくり推進組織の役割を見直すにあたっては、まちづくり推進組織委員のモチベーションや区ごとの取組状況の違いにも配慮し、検討を進めるべきである。

〔措置の内容〕

平成 26 年 11 月に各区のまちづくり推進組織やそれに代わる団体の状況について調査したところ、区によってまちづくり推進組織の活動内容や中間支援機能の有無について状況が大きく異なっていることが明らかになりました。平成 26 年 11 月の「川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会」の報告の中でも、中間支援組織のあり方について、全市的拠点だけではなく、地域レベルにおける中間支援機能強化について指摘を受けているところです。今後、平成 26 年 12 月に設置した「川崎市協働・連携のあり方検討委員会」の中で、区レベルにおける中間支援組織のあり方について検討を行い、各区の実情に合わせ、まちづくり推進組織の中間支援組織化や、すでに活動している民間の中間支援団体の活用などを図ることを前提に、平成 28 年 3 月の基本方針策定に向け検討を進めます。

(10) まちづくり推進事業等の見直し

全般 17 市民参加の機会の確保（指摘）

〔指摘の要旨〕

区民が、区の課題を提言し調査審議する場として区民会議が設置されている。また区の課題の提起及びその解決のための実践を行う組織として、まちづくり推進組織が設けられている。両者は、提言審議機関と、地域課題の解決に向けた実施主体といった役割に違いはあるものの、一部の構成メンバーが重複するなど共通点も多い。この他協働の推進に関する事業では市民の意見を聞く機会が設定されているケースも多い。

しかし、全庁的に市民参加の機会がどのように設定されているのかが整理されていないため、市民参加の機会に重複が見られる一方で、市民参加の機会確保に漏れが生じていることも考えられる。そこで、協働の推進に関する事業と市民参加の機会とを、全庁的な視点から整理することで、公平で幅広い市民参加の機会の確保に努めるべき

である。

また、市民参加の機会確保では、協働の担い手としての市民の参加に加え、行政サービスの受け手としての市民の参加も必要である。

〔措置の内容〕

参加の機会については、川崎市自治基本条例第 27 条において、「市長への手紙」や「かわさき市民アンケート」、「タウンミーティング」など、「多様な参加の機会の整備等」について、第 29 条から第 31 条において、「審議会等の市民委員の公募」や「パブリックコメント手続」、「住民投票制度」について規定されています。また、第 4 期川崎市自治推進委員会（平成 24 年～25 年度）において、「参加」に関する取組について、今後の方向性・提案がなされています。

これを受けて、平成 26 年度より、「新たな総合計画」の策定過程においても、無作為抽出によるワークショップを開催するなど、多様な市民の参加を得るなど取組を進めています。今後も、より市民参加が図られるよう手法等の検討を行うとともに、協働・連携のあり方の検討を踏まえ、まちづくりへの幅広い市民参加の機会の拡大に向けた取組を進めていきます。

第 3 本庁

Ⅲ 市民・こども局

1 公益財団法人かわさき市民活動センター補助金

本Ⅲ-結 1 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

公益財団法人かわさき市民活動センターは川崎市内で活動を行う市民団体の支援を行う中間支援組織である。したがって、日々、市民団体と接しており、市民団体の課題などもタイムリーに入手できる環境にある。そこで、公益財団法人かわさき市民活動センターが入手した市民団体の状況を、市とタイムリーに共有し、市民団体支援施策の改善に役立てるべきである。

〔措置の内容〕

毎日の電話・メールによる業務連絡や、月 1 回程度の定期的な打合せの実施、さらには市・区拠点の関係者会議の開催などにより、市民活動団体が直面する課題等の情報共有を、あらためて課題意識を持ちながら進めることで、資金調達セミナーの開催や市民活動団体における会計面での透明性や信頼性の向上に向けた支援の充実化を図るなど、市民活動団体のニーズを捉えた施策の実施に結びつけました。今後も引き続き、円滑な市民活動支援施策の推進を図っていきます。

2 公益財団法人川崎市市民自治財団補助金

本Ⅲ-結 2 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

NPO 法人等の協働の担い手も順次育成されており、このような社会環境の変化を踏まえ、公益財団法人川崎市市民自治財団の役割を明文化すべきである。

〔措置の内容〕

公益財団法人川崎市市民自治財団は、同財団の定款第3条で、「(前略) 各種自治組織に対し必要な援助を行うことにより、市民自治活動の振興と社会福祉の向上に資する」とされ、町内会・自治会等の自治組織を支援する役割を担っており、市は「公益財団法人川崎市市民自治財団補助金交付要綱」で明記されている「地域自治施設事業」「川崎市総合自治会館事業」「その他法人の目的達成のために必要な事業」に対して補助金を支出して、自治組織を支援する役割を担う当該財団の運営に寄与しています。

また、各NPO法人等の市民団体に対しては、公益財団法人かわさき市民活動センターが「川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進する」という定款に明記された設置目的に沿った活動を行い、市民活動に関する情報の収集・提供及び啓発、調査・研究並びに人材育成及び相談等の支援を行っています。

本Ⅲ-結3 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

事業報告書では研修会の参加者数などが報告されているが、これらのデータを活用し(例えば、類似した研修会参加者数の経年比較や参加者の多い研修会の研修テーマ、実施方法の傾向分析)、事業改善に役立てる必要がある。

〔措置の内容〕

市民向け研修会は、川崎市市民自治財団の公益財団法人への移行を機に平成24年度から11月に開催しており、平成24年度及び平成25年度は学識経験者による講演を行ったところですが、この実施結果について同財団と検証し、研修会を多くの市民の方々に自分たちの地域におけるコミュニティづくりや課題解決に向けた取組みを考える機会とするため、平成26年度から市内の町内会・自治会による活動事例発表会を行うこととしました。今後も研修会の実施後に改善点や課題を整理した上で、事業の改善に役立てていきます。

3 スポーツ施設指定管理事業費（とどろきアリーナ）

本Ⅲ-結4 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

指定管理者制度活用事業総括評価シートでは、「4. 今後の事業運営方針について」として改善の方向性が示されているが、ここで示された方針の達成状況（顛末）についても検証を行うべきである。

〔措置の内容〕

平成26年2月28日の屋内スポーツ施設館長会議で指定管理者に対して、総括評価シートに示した「事業運営方針」に基づき事業を実施するよう指導しました。また、総括評価シートの「3. これまでの事業に対する検証」の中に「前期総括評価にて示された今後の事業運営方針に基づき事業運営されたか」という趣旨の項目を追加し、前回の総括評価シートの事業運営方針の達成状況を検証することとしました。

4 スポーツ施設指定管理事業費（川崎市体育館）

本Ⅲ-結5 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

指定管理者制度活用事業 評価シートでは、「6. 来年度の事業執行（管理運営）に対する指導事項等」として課題が挙げられているが、これらの課題の改善状況についても検証を行うべきである。

〔措置の内容〕

平成26年2月28日の屋内スポーツ施設館長会議で指定管理者に対して、評価シートの「指導事項」に基づき事業報告書を作成するよう指導しました。また、平成26年度から事業報告書の項目に「昨年度の指導事項」を追加し、指導事項の改善状況を検証することとしました。

5 スポーツ施設指定管理事業費（川崎市幸スポーツセンター）

本Ⅲ-結6 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市のスポーツ施設は、大規模なとどろきアリーナを中心に、ほぼ各区ごとにスポーツセンターが配置されている。各スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

〔措置の内容〕

指摘事項については、館長へのひと言ボックスの設置のほか、利用者懇談会や地域の町内会・地域関係団体から意見公聴を目的とする運営連絡会議を開催して地域住民の声を把握することとし、平成26年2月28日の屋内スポーツ施設館長会議で指定管理者に対し、地域住民の声をより反映した運営を行うよう指導しました。また、平成26年度から指定管理者から提出される事業報告書に基づき、地域住民の声が反映された運営が行われたかについても評価を行うこととしました。

6 スポーツ施設指定管理事業費（川崎市高津スポーツセンター）

本Ⅲ-結7 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市高津スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

〔措置の内容〕

指摘事項については、館長へのひと言ボックスの設置のほか、利用者懇談会や地域の町内会・地域関係団体から意見公聴を目的とする運営連絡会議を開催して地域住民の声を把握することとし、平成26年2月28日の屋内スポーツ施設館長会議で指定管理者に対し、地域住民の声をより反映した運営を行うよう指導しました。また、平成26年度から指定管理者から提出される事業報告書に基づき、地域住民の声が反映され

た運営が行われたかについても評価を行うこととしました。

7 スポーツ施設指定管理事業費（川崎市宮前スポーツセンター）

本Ⅲ-結8 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市宮前スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

〔措置の内容〕

指摘事項については、館長へのひと言ボックスの設置のほか、利用者懇談会や地域の町内会・地域関係団体から意見公聴を目的とする運営連絡会議を開催して地域住民の声を把握することとし、平成26年2月28日の屋内スポーツ施設館長会議で指定管理者に対し、地域住民の声をより反映した運営を行うよう指導しました。また、平成26年度から指定管理者から提出される事業報告書に基づき、地域住民の声が反映された運営が行われたかについても評価を行うこととしました。

8 多摩スポーツセンター事業費

本Ⅲ-結9 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市多摩スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

〔措置の内容〕

指摘事項については、館長へのひと言ボックスの設置のほか、利用者懇談会や地域の町内会・地域関係団体から意見公聴を目的とする運営連絡会議を開催して地域住民の声を把握することとし、平成26年2月28日の屋内スポーツ施設館長会議で指定管理者に対し、地域住民の声をより反映した運営を行うよう指導しました。また、平成26年度から指定管理者から提出される事業報告書に基づき、地域住民の声が反映された運営が行われたかについても評価を行うこととしました。

9 スポーツ施設指定管理事業費（川崎市麻生スポーツセンター）

本Ⅲ-結10 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市麻生スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

〔措置の内容〕

指摘事項については、館長へのひと言ボックスの設置のほか、利用者懇談会や地域の町内会・地域関係団体から意見公聴を目的とする運営連絡会議を開催して地域住民の声を把握することとし、平成26年2月28日の屋内スポーツ施設館長会議で指定管理者に対し、地域住民の声をより反映した運営を行うよう指導しました。また、平成26年度から指定管理者から提出される事業報告書に基づき、地域住民の声が反映され

た運営が行われたかについても評価を行うこととしました。

1 1 芸術のまちイベント事業（川崎・しんゆり芸術祭）

本Ⅲ-結 11 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

それぞれの役割分担のもと事業が進められていることを考慮すると、役割分担について文書化が望ましい。

〔措置の内容〕

芸術のまちイベント事業（川崎・しんゆり芸術祭）は新百合ヶ丘駅を中心とした周辺地域の芸術家や文化団体、音楽大学、企業などを構成員とした実行委員会が主催しており、それぞれの役割分担については、従来より事業計画書の推進体制図の中に役割分担を明記していましたが、平成 26 年度から川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）2015 実行委員会要綱にも位置付けることとしました。

本Ⅲ-結 12 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

成果の振り返りとして、来場者数の把握や来場者へのアンケートが実施されているが、当事業の目的が地域の活性化にある点を考慮すると、イベントの実施者側についても成果の振り返りの対象とすべきである。具体的には、地域の芸術家の参加者数や、ボランティアの参加者数などが考えられる。

〔措置の内容〕

イベント実施者側の成果の振り返りの対象として、ボランティアの参加者数については、毎年集計しており、年々増えています。また、地域の芸術家の参加者数について、平成 26 年 6 月 18 日開催の企画会議で事業の振り返りの指標とするよう働きかけを行ったところ、公演の内容により数十人単位で変動があるため、指標としては採用されませんでした。ボランティアの参加者数は指標として有効であるため、今後とも事業成果の振り返りの対象としていくことが確認されました。

1 2 美化運動実施事業補助金

本Ⅲ-結 13 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は、市民と市とが協働で美化を推進するものである。新総合計画川崎再生ボランティア計画第 3 期実行計画では、「各美化運動実施支部に対する支援を行うとともに、各支部を中心として、市民、事業者、市民団体等との協働により多摩川美化活動や市内統一美化活動等を実施」するとされている。したがって、当事業では、多摩川の美化、市内統一美化の進捗状況から成果の振り返りが必要である。例えば、多摩川に関連する美化活動への参加人数の推移を分析するとか、市内全域でバランスよく美化活動に参加しているか（例えば、各区ごとの参加者数）といった分析が考えられる。

〔措置の内容〕

多摩川美化活動及び市内統一美化活動の実施にあたっては、事前に関係局と各区担当者による美化担当者会議を開催し、前年度の実施状況を踏まえて、より円滑な実施に向けた検討・調整をしています。事業の振り返りについては、引き続き、美化担当者会議や、地域振興課長会議において、当日の天候を踏まえた前年度の参加者数との比較や、次年度の実施に向けて課題の共有、課題解決に向けた検討等を行います。

本Ⅲ-意 1 計画的な事業の実施（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業の目的の一つは、市民の美化意識の向上にある。このように市民の意識に訴えかける事業では、地道な取り組みが必要となる。市民と市が計画的に事業を進める必要があることから、中長期の計画的な事業の実施が望まれる。

〔措置の内容〕

多摩川美化活動については、平成 26 年度には 36 回を数えるなど、市民に浸透し、美化意識を醸成する上で欠かせない事業であると認識しており、中長期的に継続すべき事業です。例年、関係局区と連携し、多摩川美化活動要領及び市内統一美化活動実施要領・実施計画等に基づく取組を行っており、継続的に多くの市民が参加できるよう、これまでの参加人数を参考指標とし、市内統一美化活動とともに、引き続き計画的に実施します。

1 3 地域コミュニティ推進事業

本Ⅲ-結 14 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は、モデル事業であるため効果の測定や課題の抽出が、他の事業に比べ重要になる。当事業では、実施後にヒアリングが行われているが、地域課題を解決するための地域コミュニティの強化、地域における市民の自主的な活動の推進、新たな地域コミュニティ力の創出という「川崎市地域コミュニティ活性化連携モデル事業補助金交付要綱」第 3 条に掲げる目的が達成されているか、また、その状態が継続的に維持されているか等について、1 年後に再度ヒアリングを実施することなどが考えられる。

〔措置の内容〕

当事業では、市民活動団体と町内会・自治会の連携モデルとして、平成 23 年度から平成 24 年度に 4 例実施しており、各年度の事業終了後に提出される実施報告書で市民活動団体や町内会・自治会等の参加状況や協力関係の構築を確認することにより、そのいずれもが、連携が地域課題を解決するための地域コミュニティの強化や、市民の自主的な活動の推進、新たな地域コミュニティ力の創出につながっていることを確認しています。

また、事業の継続性、連携促進の効果や課題等については、各区において当該町内会・自治会との関わりの中で、その後の活動状況等を逐次把握するとともに、その内容を区役所地域振興課長会議及び地域活動支援係長会議等において確認するなどの取組を行っております。今後も市民活動団体と町内会・自治会の連携が地域課題を解

決するための地域コミュニティの強化等につながるよう、情報共有を行っていきます。

1 4 交通安全市民総ぐるみ運動

本Ⅲ-結 15 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

講習会等の参加者数や、参加者の性別、年齢ごとの人数を把握し、参加者増加のための取組に活かすべきである。

〔措置の内容〕

平成 27 年度の事業から講習会等の参加者や性別・年齢ごとの人数等を把握するとともに、参加者の意見を取り入れるためのアンケートを実施し、その結果を踏まえ、参加者の増加につながる工夫を行い、効果的な講習会等の開催につなげることにしました。

1 5 交通安全教育事業

本Ⅲ-結 16 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

交通安全教室の開催回数や、交通安全教室への参加者数などの定量的な指標も用いて評価を行うことが望ましい。また、市民に広く交通安全を普及するためには、地域別、年代別の参加者数なども把握する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年度中に評価の基準となる指標について検討を進め、平成 27 年度から一般向け、高齢者向け等の交通安全教室の開催については、開催回数及び参加者数等の指標を設定して実施・評価するなどの対応を図ります。

また、これまでも、交通安全教室は区別に開催し参加者数等について把握しておりますが、より効果的な交通安全教室が実施できるよう、平成 27 年度から参加者にアンケートを実施するなど、参加者の年代等を把握するとともに参加者の意見等を取りまとめ、今後の開催に活かしていきます。

1 7 KAWASAKI しんゆり映画祭

本Ⅲ-結 17 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

協働相手からの事業報告を閲覧したところ、アンケート結果や各作品に対する来場者数については報告があるものの、その結果を今後の企画内容や広報の実施方法等に活かし、地域の一層の魅力を発信するといった活性化に向けた取り組みに結び付けて行くといった点については十分に記載されていなかった。当事業では、来場者数の推移や、来場者、実施主体といった多方面の意見を取り込み、事業の改善を進めることが重要である。そこで、事業報告書には、アンケート結果や来場者数の報告に加え、事業の改善点や改善方法についても記載するよう協働相手先に指導することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 3 月、KAWASAKI しんゆり映画祭事務局に事業報告書の記載内容について指導を行い、平成 26 年度の事業報告書からアンケート結果や来場者数の報告に加え、事業の改善点や改善方法についても記載することとしました。

本Ⅲ-結 18 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は、新百合ヶ丘駅周辺の芸術振興を通したまちづくりと魅力の発信を目的としている。類似の事業として、麻生区では、芸術振興事業「しんゆり・芸術のまち推進事業」が実施されている。市では、KAWASAKI しんゆり映画祭事業は、新百合ヶ丘駅周辺に限定したのではなく全市的な事業として捉え、一方、麻生区が所管する芸術振興事業「しんゆり・芸術のまち推進事業」は地域限定の事業として両者を区分している。

しかし、いずれの事業も市民によっては、芸術、映画を愛する市民が集い交流を育むことで地域のブランド化（より良い地域にしていくという意味も含め）を目指すものである。類似する両事業については連携を図ることで、より良い事業に改善して行くことを検討すべきである。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から、KAWASAKI しんゆり映画祭事務局、麻生区役所地域振興課、市民・こども局市民文化室の三者で、事業連携について定期的に意見交換会を実施することとしました。

平成 26 年 5 月 29 日の意見交換会では、年間スケジュールや映画祭の開催概要の情報共有と広報連携などについて意見交換を行いました。広報については、麻生区役所と市民文化室で同じ情報を共有すること、野外上映会（麻生区役所）と映画祭本祭（市民文化室）で分担しつつも互いに協力していくことで合意しました。

IV こども本部

1 こども文化センター運営事業、わくわくプラザ事業

本Ⅳ-結 1 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業では、利用状況や事業への参加者の状況を把握し、前年度との比較等により成果を検証している。しかしながら、利用者数や事業への参加者数についての目標値は事業計画には示されていない。平成 15 年度からの委託化を機に開館時間を 21 時まで延長するなど事業内容の改善が図られているが、今後も利用状況の推移などを把握し、指定管理者との意見交換を行う際の基礎情報として活用するなどし、事業内容の継続的な見直しが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 2 月に開いた指定管理者等連絡会議において、指定管理者に利用促進のための自主事業などで目標値を設定するよう周知しました。また、利用状況推移等と

その原因について、26年度に実施した年度評価のヒアリングの中で指定管理者と振り返りを行いました。

平成27年度に行う次期指定管理者選定に向けて、統計情報とその推移の要因について、引き続き指定管理者と共有し、意見交換しながら事業の見直しを進めているところです。具体的には、わくわくプラザ事業の利用状況調査を実施、利用している保護者及び児童のニーズ調査を行い、事業実施時間等の見直しについて検証を行っています。

従来、年度評価時にヒアリングにより確認していた内容についても、平成26年度中を目処に、事業計画書及び事業報告書へ明記するよう、指定管理者に指導します。

2 川崎市少年自然の家運営事業

本IV-結2 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

月別の利用状況、各プログラムへの参加者数などを把握し、前年度との比較等により成果を検証している。しかしながら、利用数や施設の稼働状況等についての目標値は事業計画には示されていない。少年自然の家は、青少年が自然に親しむ機会を提供することを目的としているが、これに加えて、青少年が利用しない日などでは一般客にも開放されている。そこで、青少年の利用率と一般客の利用率といったように青少年と一般客とで別の目標値を設定することで、青少年の利用と一般客の利用の最適化に役立てるといった工夫が望まれる。

〔措置の内容〕

平成26年度から、当事業の評価の指標として青少年と一般客の利用者数や利用率を目標値に設定することとし、その結果を検証することで、青少年と一般客の利用の最適化につなげていくこととしました。

また、既に把握している参加者数等については、その要因を検証した上で、平成27年度の目標値を設定するよう指定管理者へ指導しました。

4 川崎市黒川青少年野外活動センター運営事業

本IV-結3 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

現状の事業報告書は、年度当初に提出された事業計画書に記載された内容が実施されているかを判断するには情報が少ない状態にある。具体的には、提出された事業報告書には、延べ利用者数、延べ利用団体数が記載されているものの、体験事業や指導者研修事業等の実施状況が記載されていない。また、ボランティアニーズの把握状況や職員の研修の実施状況等についても記載されていない。当事業は、指定管理者の専門性を活かし、地域との連携を図ることで地域コミュニティの活性化を目的としている。したがって、地域住民の体験教室への参加人数など地域の活性化の状況についても事業報告書の内容に含めるべきである。

〔措置の内容〕

平成 26 年度事業報告書から体験事業、指導者研修事業等の実施状況、ボランティアニーズの把握状況や職員の研修の実施状況を記載することで、事業計画書に記載された内容が実施されているかを確認するとともに、その結果を次年度の事業計画に反映できるよう改善しました。また、目標値の設定については、平成 26 年度の事業実施結果を踏まえ、平成 27 年度から各事業における目標参加人数を設定することとしました。

5 川崎市子ども夢パーク運営事業

本IV-結4 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

月別の利用状況、事業実施状況などを把握し、前年度との比較等により成果を検証している。しかしながら、あらかじめ利用者数等について目標値が設定されていないため、運営方法の継続的な改善が図りづらくなっている。より良い事業とするためにも目標の設定が望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から、各事業の過去の利用実績を基に次年度の目標利用者人数を設定することとしました。事業終了後は、実際の数値について分析した上で、次年度の目標設定と継続的な改善を行います。

7 川崎市子育て支援センター事業

本IV-結5 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

月次及び年次の報告により利用者数の推移を把握し事業の成果を検証している。しかし、いわゆる PDCA サイクルを回し、事業の改善を図るためには、あらかじめ目標値を設定することや、毎年度の利用者数の推移を分析することが望まれる。

また、実施している事業内容を検証するためには、子育てに関するイベントや講座の開催の際に利用者アンケートを実施することも効果的である。

〔措置の内容〕

月次及び年次の報告により、引き続き利用者数の推移の把握に努め、平成 26 年度は、過去（5 年程度）の支援センターごとの利用者の推移を分析し、各施設に情報提供を行い、現状把握の資料として活用します。

また、実施している事業内容を検証するため、各区役所こども支援室と連携を図りながら、子育てに関するイベントや講座での利用者アンケートの実施について、地域子育て支援センター担当者連携会議において検討を行い、平成 27 年度からの実施を図ることとします。

8 川崎市ふれあい子育てサポート事業

本IV-結6 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

月次及び年次の報告により利用者数の推移を把握し事業の成果を検証している。これに加え、事業内容を検証し、より良い事業に改善を図るためには、例えば、利用会員との交流会等において利用会員にアンケートをとり、その結果を活用することなどが考えられる。

〔措置の内容〕

ふれあい子育てサポート事業の実施においては、地域における利用会員数とヘルパー会員数のアンバランスが生じており、ヘルパー会員の確保が課題となっています。このため、まずは、様々な広報手段による子育てサポート事業の制度周知に努めることによる会員の確保に力を入れていきます。

また、事業の円滑な実施に向け、ヘルパー会員と利用会員のマッチングの不成立の件数の把握や、サポートセンター、ヘルパー会員及び利用会員間の交流等による情報交換を行います。

V 経済労働局

2 新川崎・創造のもり第1期管理・運営事業

本V-結1 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は、研究施設の提供が主たる目的の事業である。研究成果には様々な要因が影響するため一概に評価することは困難であるが、市としては、事業の状況については、目的設定を含め把握に努める必要がある。

現在は、イベントへの参加者数やアンケート結果等により成果を把握しているが、この他、産業界との連携を進めるために行うマッチング機会の提供回数やビジネス交流会への参加企業数なども、成果の把握には効果的である。また、地域住民への開放の観点からは、科学体験教室の開催回数や参加者数なども成果の把握に活用することが可能である

〔措置の内容〕

大学研究者と産業界との連携につながる事業内容となったかを把握し、事業内容の改善につなげるため、平成26年8月28日開催のセミナー・ビジネス交流会の参加企業数や参加者満足度の測定をアンケート調査により行いました。また、ビジネス交流会終了以降においても、事業改善や、参加企業と研究者及び参加企業間の連携につなげるため、企業訪問等による参加企業へのヒアリングを行いました。

5 コミュニティビジネス振興事業

本V-結1 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

「川崎市協働型事業のルール」を遵守し事業の公開性・透明性を確保するためには、資金の流れや事業の進捗状況については、決算書や下述する「川崎市コミュニティビジネス振興事業報告書」を公開するなどの手法により広く市民に公開する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年 8 月から市ホームページに委託業者名と委託金額、報告書の本編を公開することにより、過去の事業概要を市民に理解いただくとともに、平成 26 年 10 月から、メールマガジン配信内容を随時専用のホームページに掲載することにより、事業内容を含めたコミュニティビジネスに関する最新の情報を多くの方に公開することとしました。

本 V-結 2 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業では、年度終了後に「川崎市コミュニティビジネス振興事業報告書」の作成・提出を義務付けているが、その内容は、年度当初に計画した事業の実施状況や、セミナー参加者へのアンケート等による成果把握にとどまっている。コミュニティビジネス振興事業を推進するにあたっては、事業を実施した結果、どのような成果が実現したのかといった点にも着目し、可能な限り事業で支援した市民や事業者に対してフォローアップを実施することが望まれる。

〔措置の内容〕

当事業については、単年度で成果を実現することが難しいため、一年の成果としてでなく、年度を超えて継続して成果を評価する必要があると考えます。平成 26 年度より、委託の事業内容に、相談受付名簿の整備やスタッフ間の連絡会議等によるフォローアップを位置付け、相談者に対し効果的なフィードバックを行うとともに、過去の相談者に対しても定期的なフォローアップの実施を始めました。

7 かわさき名産品認定事業

本 V-結 3 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

限られた予算の中で多様な取組みが行われているが、定性的、定量的な成果の振り返りが十分でなく、事業を実施した結果の把握を行うことが困難な状況にある。事業目的である川崎市のイメージアップや観光振興につなげていくためには、ホームページのアクセス数やパンフレットの配布状況の確認や、現在実施している各店舗へのインタビューを拡充するなど、成果の把握に努めるべきである。

〔措置の内容〕

従来から個別の店舗にヒアリングを行い、名産品に認定されたことによる売上効果を確認していましたが、平成 26 年 6 月からは全ての認定事業者に名産品に認定されたことによる知名度や売上効果のほか、観光協会ホームページを活用したインターネット販売の効果等についてアンケート調査を実施することで、事業成果の把握に努めることとしました。

VI 健康福祉局

1 いきいきセンターの運営

本 VI-結 1 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

成果の振り返りについては、平成 24 年度からアンケートが実施されている。アンケート等から得られた市民意見も踏まえ、今後の活動内容や課題について議論をするべきである。また、改善を進めるにあたっては、改善状況の顛末などもまとめることで組織的、計画的に対応することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 24 年度から指定管理者に対して利用者満足度調査結果の提出を義務付けていますが、平成 26 年度からは、満足度調査結果から得られた市民意見を含めて、毎年度の事業報告時に課題とその対応状況の一覧として提出を受け、その後の指定管理者とのヒアリングや総括評価、年度評価に係る民間活用推進委員会において、改善に向けた検討を行うこととしました。

2 いこいの家の運営

本 VI-結 2 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

成果の振り返りについては、民間活用推進委員会による総括評価、年度評価での指摘事項を対象に、改善状況の顛末などもまとめることで組織的、計画的に対応すべきである。

〔措置の内容〕

民間活用推進委員会における年度評価及び総括評価での指摘事項については、半年ごとに実施するモニタリング等により履行状況等の確認することで、改善状況の達成度合いや顛末などを管理し、計画的に対応しています。

なお、平成 25 年度開催の民間活用推進委員会における指摘事項については、平成 26 年度上半期分として実施したモニタリング等を通じて、改善状況の達成度合いや顛末などを把握しました。

3 シニアパワーアップ推進事業

本 VI-結 3 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

「振り返り様式」には、会場運営についての振返りはなされているが、各種イベントの構成等の内容面の振り返りについては不十分な面があると思われる。例えば、シニアライフ講演会でのアンケートにおいて「スピーチの時間が 3 分では短く 5 分与えるべき」という意見や外部の講師を呼ぶ「一部の講演会」と各 NPO 法人がそれぞれ活動を話す「二部の活動紹介と情報交流ついて」では外部講師を呼ぶ講演会のほうが人気が高く「一部、二部の活動紹介と情報交流の構成を変更して、より多くの人に参加できるようにすべき」といった意見があった。こういった運営に関する意見についても「振り返り様式」で取り上げ、翌年度に向けた見直しの検討対象とすべきである。

〔措置の内容〕

平成 25 年度シニアライフ講演会では、二部にもより多くの人に参加できるように

講師のサイン入り著書抽選会を行うなどの改善を行った結果、ほぼ全員の方に参加していただくことができました。また、平成 26 年度に実施した事業の振り返りにあたっては、振り返り様式にイベント構成等の内容面についても記載することとした上で、各イベント担当者と打合せの機会を設け、イベントの目的達成状況や今後の課題等を検討しています。

VII 建設緑政局

1 かわさき多摩川博実施業務

本VII-結1 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

かわさき多摩川博の実施も概ね 10 年が経過し、多摩川の魅力についても、ある程度市民への浸透が図られている。これまで、かわさき多摩川博は市と NPO 法人多摩川エコミュージアムとの協働で実施されてきたが、今後は実行委員会を設置するなど、市民主体での取組にシフトすることも検討すべきである。

〔措置の内容〕

平成 17 年から実施されてきた「かわさき多摩川博」に係る桜のコンサートについては、平成 26 年度中に NPO 法人多摩川エコミュージアムの自主事業として実施するよう協議を進め、平成 27 年度から市民主体の事業へと移行します。また、平成 26 年 8 月に実施したエコカップいかだ下りについては、NPO 法人多摩川エコミュージアムを中心に実行委員会を平成 26 年 4 月に立ち上げ、市民団体を中心に事業を進めるよう改善をしました。

今後も、市民主体により取組が行われるよう事業の性質に応じて市民との協働の体制を見直していきます。

本VII-結2 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

多摩川を活用することで、川崎市の活性化を図る取り組みは、この 10 年間で市民にも浸透するなど様々な効果が実現している。成果の振り返りについても、来場者数等は把握されているが、協働の担い手である市民団体の参加数など、協働の推進状況に着目した振り返りを実施すべきである。

〔措置の内容〕

各団体から提出される事業報告書は記載内容が統一されていなかったことから、内容を統一的なものへ変更し、協働の進捗状況に着目した事業評価が可能となるよう改善しました。

具体的には、各団体の役割とその役割に応じた事業成果に加えて、協働で実施したことにより得られた相乗効果などを報告させ、また、参加者数の内訳として市民団体等の民間団体数を報告させることとしました。

4 街路樹等愛護会報奨金

本Ⅶ-結3 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市街路樹等愛護会要綱には、愛護会が行う活動の1つとして、街路樹等の周辺の清掃を月2回以上と定めている。しかしながら、活動実績及び計画報告書の記載様式は、毎月の活動内容と参加人数を記載するものであるため、ほとんどの団体が月2回の清掃を実施しているかは不明であった。また清掃日を記載しており、月1回しか実施していない団体もあった。

要綱で活動内容を詳細に定めるのであれば、要綱に記載した活動が、実施されているか川崎市が活動状況を確認し、必要に応じ指導を行うべきである。もし、月に1回の清掃で足りる地区があるのであれば、団体の活動状況や、団体からの意見も聴取した上で、実情に応じて要綱を見直すべきである。

〔措置の内容〕

街路樹愛護会には会員の高齢化や少数化の課題があり、要綱で定めている月2回以上の清掃の実施が難しい団体もある状況となっています。そのため、平成26年度中に各団体の活動実態について、アンケート調査やヒアリングを行った上で、活動実態に合わせた内容となるよう要綱の見直しの検討を行います。

7 地域緑化推進地区制度事業

本Ⅶ-結4 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

公募ではなく、川崎市が声をかけ選定した町内会が補助を受ける。この方法では結果的に対象となる町内会が固定化し限られた町内会が継続的に支援を受けることになる。協働の担い手選定の公平性を確保するとともに、より多くの団体が選定され、幅広く緑化推進されるように選定方法を見直すべきである。

〔措置の内容〕

平成26年度中に地区の選定に係る審査基準をまとめ、平成27年度から応募方法をホームページ等による公募にするなど、より多くの団体が選定される機会を確保するよう見直しを行います。

本Ⅶ-結5 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

完了報告書は具体的に植栽した内容を報告するものである。一方で、町内会が提出する緑化推進地区計画は抽象的な記載が多く、完了報告書をもって緑化推進計画が適切に行われているかの判断はできない。具体的な事例として、計画では、個人宅の植栽が適切に管理されるように緑に関する情報を地域で共有するといった項目や、緑化活動への参加を呼びかけて地域ぐるみで景観の向上を図るといった項目と記載されているが、そういった地域全体での取り組みが実施されているかは、完了報告書では確認できない。緑化推進地区計画と完了報告書との内容に整合性をとることで、成果の振り返りを行いやすいように見直すべきである。

また、活動報告書によれば、自宅前道路沿いにプランターを利用して植栽している事例があるが、当事業では、より公共性の高い場所を、重点的に対象とするなど、植栽場所が支援物資提供に妥当か判断することが必要である。

〔措置の内容〕

平成 26 年度春の緑化支援から、完了報告書受領後に現地調査を行うとともに、植栽活動への地域の参加状況及び植栽の管理状況等について地区から聞き取り調査等を行うことで、緑化推進地区計画に則した植栽等が行われたかを確認しています。なお、完了報告書についても緑化推進地区計画に記載されている項目ごとに記載できるよう改善します。

また、市が提供した支援物資が、多くの人から見通せる場所の植栽や団地内での花壇作り等、公共性の高い場所の緑化につながっているかについても確認しています。

第 4 区役所

I 川崎区役所

1 川崎区まちづくりクラブ

区 I-結 1 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

委託契約を締結する 3 つのクラブが策定した計画書に記載された計画の中には、実行が難しい項目も含まれており、結果的に報告書が各年度の事業計画に反映されているとはいいがたい。協定書で計画書を地域の課題として取り組むと定めていることから、計画書で提案した事項について、他の事業で実施しているもの・まちづくりクラブだけでは実行が困難で提言にとどまること・時間をかけても必ず実施したいものなどの区分を設け、事業の優先順位を定める必要がある。また、計画書は、策定期間が平成 15 年、16 年、18 年と策定してから時間が経過しており、実行が難しい項目が記載されているケースや、近年の実施している活動内容の実態と乖離していることから、計画書自体を見直す時期に来ていると思われる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 5 月及び 6 月の各まちづくりクラブの定例会において、現計画の進捗状況の確認及び優先順位等の仕分けを行うことで、合意しました。今後、各まちづくりクラブの実行計画の策定作業の前段階として、現計画の進捗状況の確認と事業の優先順位の決定を、平成 26 年中に実施します。

また、平成 26 年 5 月及び 6 月の各まちづくりクラブの定例会において、計画の見直しを行うことを諮り、平成 26 年度末までに、各まちづくりクラブとも見直しを図ることで合意しました。活動内容と計画に齟齬が生じないような実行計画を、各まちづくりクラブごとに平成 27 年 3 月までに策定します。

区 I-結 2 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

事業責任や成果をクラブに帰属させるということであれば、委託ではなく補助や助

成の形態を取ることが望まれる。当事業はあくまでクラブが主体となって企画や運営を行うものであるため、補助・助成の事業形態をとることが協働の実態と整合している。

〔措置の内容〕

市と市民団体が協働して事業を行うに際し、どのような手法が望ましいか明確に判断できるような仕組みづくりについて、「協働に関する基本的な考え方」の検討や協働型事業のルールの見直しの過程において検討していますので、その検討結果を踏まえ、当事業の事業形態についても必要な見直しを行います。

2 川崎区企業市民交流事業

区 I-結 3 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

市のホームページで活動内容や実施事業について公開されているが、事業そのものを説明している箇所、監査を実施した時点で一部情報が更新されていなかった。ホームページは不特定多数に情報を発信できる重要なツールであり、情報は随時にアップデートする必要がある。

〔措置の内容〕

ホームページで公開している活動内容や実施事業を平成 25 年 12 月に更新しました。ホームページは情報発信に重要なツールでございますので、今後もチェック体制を機能させ、随時情報更新できるような体制に努めます。

3 東海道川崎宿を活かした地域活性化推進事業

区 I-結 4 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

平成 24 年度の定例会摘録を含む事業報告書を確認したところ、事業計画に記載があるものの報告書には記載のないイベントがあった。成果の振り返りでは、事業計画に沿った事業の実施を確認することがポイントであることから、事業計画の顛末が明らかになるよう、事業報告書及びその他報告書では、記載の方法を改める必要がある。

〔措置の内容〕

平成 25 年度の事業報告書より、事業計画の顛末が明らかになるよう、計画書に記載した事業については、実施した結果を全て掲載するよう改善しました。次年度以降も計画書に記載した事業全てについて、成果の振り返りを行い、事業報告書に掲載していきます。

7 川崎区危機管理地域協議会事業

区 I-結 5 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

地域の危機管理対策は喫緊の課題であり、協議会での決定事項は防災計画に適時に反映することが望まれる。検討課題によっては地域防災計画に織り込むまでに時間を

要する場合もあると考えられるが、その場合は協議会での検討過程について開示するなど、より積極的な情報開示が望まれる。

〔措置の内容〕

川崎区危機管理地域協議会の設置要綱や部会の構成、協議・検討経過等を平成 26 年 6 月 13 日付で区ホームページに掲載しました。

今後も検討経過等を随時更新し、積極的に情報開示を行います。

II 幸区役所

2 交通安全普及啓発事業

区Ⅱ-結 1 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

法令等の改正により、事業の内容も毎年変わってくるのが想定される。そういった点から、一般財団法人川崎市交通安全協会と区との間で、事業を実施する上で認識の齟齬をなくすため、役割分担やその年の重点項目について文書化し、文書による連絡を取り合うといった対応が望ましい。

〔措置の内容〕

本事業は、一般財団法人川崎市交通安全協会との委託契約に基づき、交通安全指導員が各区の交通安全教室に講師として派遣される形で事業が実施されています。このため、業務実施に係る根幹部分は委託契約の仕様書で定めていますが、平成 26 年 10 月に幸区で実施する際には、当日の役割分担や重点項目等に係る「交通安全教室実施要領」を作成し、双方の意思統一を図りました。

3 総合的な子ども支援ネットワーク事業

区Ⅱ-結 2 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

幸区こども総合支援ネットワーク会議には 4 つの部会が組織されている。各部会の構成員と区とが、事業実施の中でお互いが何を実施する必要があるかの認識を明確にしておくことが望まれる。すなわち、子ども支援事業全体における各構成員の持ち場、役割分担を一覧にまとめるなどすることで再確認し、一貫した子ども支援事業の中で、ある部分に関する支援について漏れがない(だれも担当者がいないということがない)ようにすることが重要である。多くの構成員で組織されていることから、構成員間の連携、相互共通認識は事業実施の前提条件として非常に重要である。

〔措置の内容〕

幸区こども総合支援ネットワーク会議及び各部会の構成機関及び区の当該年度における役割について、「平成 26 年度幸区こども総合支援ネットワーク会議の計画」及び「平成 26 年度幸区こども総合支援ネットワーク会議における役割分担」を作成し、構成員間で確認しました。

4 おこさまっぷさいわい発行業務

区Ⅱ-結3 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

編集委員会と区との間で、事業を実施する上で認識の齟齬をなくすため、役割分担について文書化することが望ましい。

〔措置の内容〕

おこさまっぷの編集に係る区と協働相手の役割について、「平成26年度おこさまっぷさいわい編集委員会役割分担一覧表」を作成し、平成26年度の第1回編集委員会（平成26年4月開催）において委員間で確認しました。

5 こども・子育て支援事業

区Ⅱ-結4 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

現状ではパパッとサタデー広場については、仕様書上、業務の実施状況の報告を求めているものの年度末に事業報告書の提出を求めている。委託事業の実施状況を確認し検収を実施するためには事業報告書が必要である。また、平成25年度から振り返りの仕組みを構築しているが、振り返りを効果的に実施するためには、年度の実施状況を取りまとめ団体において課題の抽出等を行うことが有効であり、年度末に事業報告を作成し提出を求めることが必要である。

〔措置の内容〕

平成25年10月に振り返りの仕組みを構築する中で、協働の相手先と十分な協議の上、事業検証報告書の様式や記入方法を定めました。また、平成25年度末には、平成25年度事業を振り返り、協働で行う成果と今後の課題について、相手先から事業検証報告書として提出を受け、平成26年度は委託契約仕様上、事業検証報告書の作成と提出を行うこととしました。

8 音楽のまち推進事業

区Ⅱ-結5 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

音楽祭の実施には、会場の手配から演奏まで、多くの方が携わる必要がある。そこで、さいわい区民音楽祭運営委員会と区とが、事業実施の中で、互いに、どのような役割を果たす必要があるかを整理するためにも、役割分担を明確にすべきである。

〔措置の内容〕

役割分担の明確化については、平成25年度から「さいわい区民音楽祭運営委員会」を「さいわいハナミズキコンサート運営委員会」に名称変更をし、新たに平成25年8月1日付けで「さいわいハナミズキコンサート運営委員会設置要綱」を策定し、当該要綱の中で、運営委員会の役割を「企画、運営」「広報」「出演者」に係ることとし、役割分担を定めました。

また、平成26年8月の第1回運営委員会の中で、幸区役所の役割をコンサート実施に係る「総括」とし、運営委員会の運営、委託業者との連絡調整などを行うこと、

運営委員会は事業内容の企画立案、広報案の策定など、具体的な役割についても確認を行いました。

10 市民活動等支援事業

区Ⅱ-結6 事業概要（指摘）

〔指摘の要旨〕

類似事業について、他区では、スペースを区が提供し、運営は市民活動団体が自主的に行っているケースが多いが、幸区では、施設の運営も区が行っている。市民活動団体による自主的な運営を行えるように、市民活動団体の育成といった観点からの取り組みが望まれる。

〔措置の内容〕

市民活動を支援するコーナーである「スペース Cha-Cha-Cha」の自主的な運営に関して、平成 26 年 6 月には区民を委員として、新庁舎市民活動コーナーに関する準備会を立ち上げました。この準備会の中で、平成 27 年度に開設予定の幸区役所新庁舎内の市民活動コーナーの運営方法、利用ルール等について協議を行い、利用者団体を中心とした運営協議会を立ち上げ、運営協議会による自主的な運営に向けて検討を進めています。

Ⅲ 中原区役所

2 地域防災推進事業（自主防災組織防災資器材購入補助金）

区Ⅲ-結1 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

協働の原則では、成果の振り返りとして、なるべく客観的な指標で行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がける旨が記載されている。しかし、当事業では総会の議事録の作成を行っておらず、客観的に成果の振り返りが実施されているか確認することができない。そのため、今後は総会等の議事録等を作成し、今後の改善につながるような評価・検証を実施していることを確認できるようにすることが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 5 月に開催した総会及び平成 26 年 4 月と 8 月に開催した役員会では、前年度の事業報告を基にした客観的な成果の振り返りと、課題に対する新しい取組について協議を行っており、会議の議事録を作成することで、事業改善の取組状況を確認できるようにしました。

3 地域防災推進事業（地域防災活動促進助成金）

区Ⅲ-結2 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

協働の原則では、成果の振り返りとして、なるべく客観的な指標で行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がける旨が記載されている。しかし、当事業では

総会の議事録の作成を行っておらず、客観的に成果の振り返りが実施されているか確認することができない。そのため、今後は総会等の議事録等を作成し、今後の改善につながるような評価・検証を実施していることを確認できるようにすることが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 5 月に開催した総会及び平成 26 年 4 月に開催した役員会では、前年度の事業報告を基にした客観的な成果の振り返りと、課題に対する新しい取組について協議を行っており、会議の議事録を作成することで、事業改善の取組状況を確認できるようにしました。

4 自転車と共生するまちづくり事業

区Ⅲ-結 3 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

委員会等での情報交換を行い改善状況を把握することで振り返りを行っているため、定量的に事業の効果を測定することはできていないのが現状である。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。

武蔵小杉駅周辺は駐輪場の整備も進んできているため、放置自転車の件数の測定や周辺住民へのアンケート等を実施することで、武蔵小杉駅周辺での事業の継続の可否を判断することができると考えられることから、より客観的に事業の評価をすべきである。

〔措置の内容〕

従来から実施している武蔵小杉駅周辺で月 2 回、新丸子駅周辺で月 1 回の警告札貼付活動と同時に、平成 26 年 4 月から放置自転車台数調査を行っています。年度末に放置自転車台数の年間集計を行うとともに、活動に伴い認識された課題を課題管理表にまとめることで、客観的な事業評価ができるよう改善しました。

区Ⅲ-結 4 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

委員会での活動の振り返りだけでなく、今年一年間の活動状況が当事業全体の観点からみてどうであったのか、今後どういった方向に展開させていくべきか、というような市としての総括を行い、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

〔措置の内容〕

武蔵小杉駅周辺及び新丸子駅周辺における放置自転車台数の調査結果、及び警告札貼付活動に伴い認識された課題に対する解決策の検討結果に基づき、平成 27 年 3 月までに委員会の次年度以降の活動指針を検討し、取組を進めていきます。

5 区民の手で花いっぱい中原事業

区Ⅲ-結5 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

花の管理技術向上のための視察研修会の結果について、視察した結果を各班の代表者が報告をしているが、A4サイズ1枚から2枚程度の報告であり、具体的にどのような技術を学び、今後の活動ではどのような点に注意すべきであるか等の情報が不十分である。報告書は視察研修会に参加しなかった者でも理解し実践できる程度に詳細さが求められる。

〔措置の内容〕

平成26年度から、視察研修会の結果について、参加者以外のメンバーにも効果が及ぶように、①写真等を掲載し視覚的効果を高めるとともに、②視察先で受けた説明や視察研修参加者の感想などから委員会の活動に活かすことができる事項を抽出して、視察研修欠席者にも当日学んだ植栽の技術及び知識が情報として伝わるよう、詳細な報告書にまとめることで改善しました。

区Ⅲ-結6 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

委員会での活動の振り返りだけでなく、今年一年間の活動状況が当事業全体の観点からみてどうであったのか、今後どういった方向に展開させていくべきか、というような市としての総括を行い、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

〔措置の内容〕

事業実施にあたっては、前年度の委員会活動について、夏と冬の花の植栽などが事業計画通りのスケジュールで実施されたか、街角の景観向上に寄与するデザイン・植栽方法でなされたか等の総括を行うとともに、小杉駅周辺の再開発や区役所敷地内の工事等の環境変化を踏まえ、今後の方針を実行委員会と協議して取組を進めることとしました。

6 中原区役所コンサート開催事業

区Ⅲ-結7 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

アンケート様式が自由書式欄が多いため、住民の満足度を定量的に把握することができていない。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。そのため、アンケート様式をより満足度を図れるようなものに変更し、改善点についても記載する様式にして、より客観的で定量的な評価を実施する必要がある。

〔措置の内容〕

平成26年1月以降の開催分については、自由記載欄に加え、満足度を3段階に区

分し、来場者が選択できる様式に変更し、客観的な指標に基づいた集計ができるアンケートの様式に改善しました。なお、アンケート用紙にはコンサートへの希望・意見欄も設けています。

区Ⅲ-結 8 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は、120 回を超えるコンサートを積み重ねることで、地域の音楽によるまちづくりの核として定着している。協働の観点から、市民がボランティアなどを通して積極的に関わることが今後も期待されるため、アンケート結果なども参考に、どういった方向に展開させていくべきかについて、市としての検討を引き続き行い、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

〔措置の内容〕

毎回実施しているアンケートでは、質問項目の中に自由記入欄を設け、率直な意見を汲み取ることができる様式にしています。また、平成 25 年度第 127 回開催時から区民ボランティアの協力を得ており、これらの方からの意見も取り入れながら改善していきます。

7 In Unity 開催事業

区Ⅲ-結 9 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

観客からのアンケートの回収枚数が 50 枚程度と、観客人数が延べ 1,000 人程度であることを考えると明らかに少なくなっている。途中参加・途中退席が多いことも原因のひとつであるが、アンケートの回収枚数が少ないため、観客の満足度を把握することが困難になっている。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。そのためにも、紙媒体だけではなく電磁媒体のアンケートも行うなどのアンケートの回収枚数を増やす対策の検討が必要である。

〔措置の内容〕

平成 25 年度の実施時にはアンケートの記載台を設ける等の回収枚数増に向けた取組を行ったものの大きな成果は上げられませんでした。平成 27 年 3 月の実施時には来場者に対するアンケート記載の呼びかけを強化するとともに、会場内で観覧しながら記載できるよう、受付でアンケート用紙と筆記用具を配布することを実行委員会と検討しています。また、より多くの方のアンケート回収につなげるため、市ホームページ上でのアンケート実施について実行委員会と検討し、平成 27 年 3 月実施のインユニティ 2015 から実施することとしました。

区Ⅲ-結 10 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業はアマチュアバンドやダンスユニットに日ごろの成果を発表する場を提供することで、地域の活性化や市民の交流を促進することを目的としている。したがって、来場者を対象とした成果の振り返りに加えて、アマチュアバンド等の実施者側を対象とした成果の振り返りも重要であり、実施者側の応募組数の増減なども検証する必要がある。

〔措置の内容〕

実施者側を対象とした成果の振り返りとして、アンケートを実施していますが、平成 25 年度は全出演者からは回答を得られなかったため、事前周知や未提出者への督促等の実施方法について実行委員会と検討しています。また、応募組数の増減が分かるよう一覧表を作成し、新規応募者やリピーターの把握ができるよう改善しました。

8 歴史シンポジウム事業

区Ⅲ-結 11 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

協働相手の代表者との打合せを行い、事業の目的を共有しているが、議事録等は残しておらず、左記事実を確認することができない。そのため、当事業の目的を共有し、達成すべき目標を客観的に明確にするためにも、議事録等を残すことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から協働相手との打合せ後に記録を残し、事業の目的や目標を明確にできるよう改善しました。

区Ⅲ-結 12 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

歴史シンポジウム事業については、アンケートは実施していない。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。そのためにも、委託先からの事業報告のみで成果の振り返りを行うのではなく、アンケート等を実施して、より客観的に評価できるようにする必要がある。また、成果の振り返りとして協働相手の代表者と打ち合わせが実施されているが、当事業では打ち合わせの際の議事録の作成を行っておらず、客観的に成果の振り返りが実施されているか確認することができない。そのため、今後は打ち合わせの議事録等を作成し、今後の改善につながるような評価・検証を実施していることを確認できるようにすることが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度の実施にあたっては施設利用時間をほぼ講演時間として使ったものとしていたため、来場者にアンケートを実施する時間を取れませんでした。平成 27 年度の実施にあたっては講演時間を検討するほか、講演時間中にもアンケートの記載が行えるようにすることなどについて協働相手と調整しています。また、平成 26 年度から協働相手との打ち合わせ後に記録を残し、今後の改善につながる評価・検証の

実施が確認できるよう改善しました。

1 2 商店街と連携した地域のまちづくり推進事業

区Ⅲ-結 13 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

成果の振り返りとして「事業報告書」を作成しているが、これは事業の実施結果をまとめているのみであり、改善点や課題が整理されているとはいえない。また、平成 25 年度に過年度の事業を評価した結果、軒先たまり場事業については平成 26 年度から実施しない方向としているが、その検討過程が不明確である。

協働の原則では、成果の振り返りについて、なるべく客観的な指標で行い、今後の改善につながるような評価・検証をすることが求められているため、当事業についても上記原則を意識して、成果の振り返りを実施することが望まれる。

〔措置の内容〕

事業報告書については、平成 26 年度から課題点等を抽出するよう改善を図っています。さらに、事業実施場所の商店者に実施結果の意見を伺うほか、参加者に対する満足度等の客観的な評価項目を入れたアンケートを行い、結果を直近の中原区商店街連合会理事会で報告し、課題等を共有していきます。

また、事業の方向性の検討過程については、あらかじめ、これまでの実施事業の評価等を整理した上で検証する等、プロセスを明確にしていきます。

1 4 大型集合住宅住民組織支援事業

区Ⅲ-結 14 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

地域コミュニティ作りには、事業目的を共有することが重要である。エリアマネジメントという観点からは、単に直面する課題に随時対応していく課題対応型ではなく、今後のまちづくりに大きく貢献していく地域創造型の機能が期待される。そのためには、今後のまちづくりに関するビジョンを策定し、エリアマネジメントを考えていく上での基礎概念として、協働の担い手間で共有することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 25 年度から定期的開催している武蔵小杉駅周辺地域連携推進委員会の中で、小杉駅周辺のまちの方向性及びコミュニティイメージを議論しており、この委員会に協働相手の参加を得て、議論の内容を共有しながら取組を進めていくこととしました。

1 5 中原区子育てネットワーク事業

区Ⅲ-結 15 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業をさらに、より良いものとするためには、事業の実施状況についての報告を受けるだけでなく、今年一年間の活動状況における課題を把握し、その課題の解決に向けて今後どういった方向に展開させていくべきかの検討を行い次年度以降の取組

みへとつなげていくことが必要と考える。

〔措置の内容〕

平成 26 年 5 月に子育てネットワーク代表と打合せを行い、平成 26 年度から子育てネットワーク会議と 4 部会において、全体事業及び各部会における実施状況及び課題を整理し、当該課題に対する対応策を協議するとともに、その結果を踏まえ、今後の事業方針や取組について検討を行うこととしました。

1 6 中原区子育て支援推進事業

区Ⅲ-結 16 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

推進委員会のメンバーには、日々、子育てに悩まれる父兄の意見などが寄せられるものと考えられる。子育てに悩まれる父兄に対応するためには、区は実施状況の報告を受けるだけでなく、今後どういった方向に展開させていくべきかといった点を検討し、次年度以降の事業の改善につなげていくことが必要と考える。

〔措置の内容〕

平成 25 年度から各地区の子育て支援推進委員会の活動状況に加え、活動における問題点及び区への要望・意見を報告させることとしました。そこで把握した課題等については、直近の子育て支援推進実行委員会及び運営部会で対応策を検討し、各地区ごとの事業の改善につなげていくこととしました。

IV 高津区役所

2 「たちばな農のあるまちづくり」推進事業

区Ⅳ-結 1 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

推進方針には、「たちばな農のあるまちづくり」の 3 つの基本目標及び 5 つの行動計画が掲げられている。これらを踏まえて様々な事業が実施されていくことになるが、基本目標に関して具体の基準が定められていないことから、各事業を実施することで基本目標に対してどれだけの成果・進捗があったのかについて検証、評価をすることが十分に行えない状況となっている。PDCA サイクルを適切に回していくためにも、具体的な基準を設定することが必要と考える。

〔措置の内容〕

平成 26 年 6 月の「たちばな農のあるまちづくり」推進事業に係る第 1 回推進会議において、平成 25 年度の事業が推進方針に掲げた基本目標に適合する内容であったかを評価するとともに、平成 26 年度の事業実施にあたっては、イベントの開催回数など事業ごとの目標値を設定し、この目標値により事業の振り返りを行うこととしました。

3 高津区まちづくり推進事業

区Ⅳ-結 2 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

委託契約の仕様書には役割分担が明記されていない。協働事業の際には、特に原則に遵守する観点からも相手方の役割分担を仕様書に明記しておくことが必要と考える。

〔措置の内容〕

平成 26 年度の業務委託に際し、仕様書において相手方の役割分担を明記し、協働の原則に則った契約を交わしました。

区Ⅳ-結 3 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

講座やイベントの終了後に課題・反省点についての話し合いが行われているが、講座やイベントの良し悪しだけでなく、講座やイベントを開催することで何を達成しようとしていたのかという、そもそもの事業目的に照らした振り返りが必要と考える。

〔措置の内容〕

事業目的に照らした振り返りを行うため、平成 26 年 6 月に開催した第 8 回高津区市民活動見本市（主催：高津区まちづくり協議会）」の開催にあたっては、実施目的である参加団体の PR 活動の効果について、またイベント自体の評価について、来場者アンケートによる効果測定を行いました。この測定結果に基づき、次年度の事業実施にあたり改善を図ります。

4 大山街道周辺整備活性化事業

区Ⅳ-結 4 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

協働相手先であるエコミュージアムの報告書を閲覧したが、目標の達成度や今後の課題等の記述はなく、単に実施した事業の結果だけが記載されているだけであった。また、資源活用事業の業務報告書についても同様であった。これでは十分な振り返りとは言い難い。業務報告では、実施した事業内容はもちろんのことだが、当初の目標の達成度、今後の課題及びそれに向けた具体の対応案まで記載するのが本来であると考え。今後の報告書では、こういった点まで記載するように指導すべきである。

〔措置の内容〕

業務報告書について、各協働相手先に対して目標の達成度、具体的な課題及び対応策等を記載するよう指導を行い、平成 25 年度分の報告書から内容を改善しました。

区Ⅳ-結 5 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業にはマスタープランが策定されており、課題、将来像、将来像に向けた 5 つの基本方針、10 余のアクションプログラム等が記載されている。基本方針の実現に向けて、環境変化や地域の意向等を受けたアクションプログラムの見直しを行いつつ事業を推進していくにあたり、その進捗について確認・検証を行うには、基本方針の達成度を客観的に計る手法の構築が求められる。実施することが目標ではなく、当事業

のもともとの目標である「暮らして安心 訪ねて楽しい 大山街道」という大山街道の将来像及びそれを受けた5つの基本方針の達成・進捗が図られているのかということについて、振り返ることが必要である。

〔措置の内容〕

マスタープランにおける基本方針の達成・進捗について、会議運営等業務の委託先であるアクションフォーラム運営委員会において、改めて振り返りを実施しました。具体的には、平成26年5月に実施した同運営委員会において、現在進めている施策に関する基本方針における位置付けの確認や、将来像の実現に向けた中期的ビジョンの共有を行いました。基本方針の達成度を客観的に計る手法の構築についても、平成26年度の事業終了時の振り返りに適用できるように、同運営委員会と検討します。

5 高津地区親子運動会開催事業

区Ⅳ-結6 協働の原則の遵守について（指摘）

〔指摘の要旨〕

実行委員会の開催資料を閲覧し、運動会開催の目的である地域コミュニティの活性化について言及がなされているかを確認したが、運動会の内容に関するものに限られ、そのような共有が実施されていることを具体的に確認することができなかった。また、協定書の締結も行っておらず、地域コミュニティの活性化について言及がなされていたのは、区の内部資料のみであり、実行委員会の構成団体との間で課題の共有が明示的になされていない。

平成25年度の「高津区地域課題対応事業外部評価」において外部評価者から当事業について、スポーツ事業等の位置づけの中で見直しを行うべきであるとの指摘を受けていた。このようなことから地域課題の検討とその解決策としての事業という位置づけも再考が求められている。

以上により、地域課題について今一度見直しを行い、そこから導かれる事業の目的や方法を整理したうえで、実行委員会及び地域住民に対して共有を図っていく必要があると考えられる。

〔措置の内容〕

地域コミュニティにおける課題や地域コミュニティの活性化に向けた当事業の趣旨、目的、方法を実行委員会において再度検証し、引き続き、事業を継続することを確認するとともに、毎年度、初回の実行委員会において、当事業の趣旨等を確認し、必要に応じて見直しを行うこととしました。また、平成26年度から親子運動会の開催告知に合わせて、事業の趣旨等を区HPへ掲載することにより一般地域住民との共有を図ることとしました。

区Ⅳ-結7 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

成果の振り返りの場が適切に設けられていなかったため、事業の効果、反省を踏まえた会を設定すべきである。また、成果の振り返りのためには、定量的な指標を設定

することが求められる。現状では参加者数の統計のみに留まっている。そもそもの事業の目的が自治会・町内会加入率の低下等の地域コミュニティの希薄化という課題から生じていることから、例えば運動会を通じて自治会・町内会の加入勧誘を図り、その窓口を通じた加入実績を設けるといったより具体的な指標を設けるべきである。

前述の目的の共有における監査の結果の通り、目的の設定について整理検討が必要であると考えられるため、検討の結果、目的に応じた目標管理及び成果の振り返りが望まれる。

〔措置の内容〕

成果の振り返りについては、平成 25 年度から実行委員会による反省会を実施することとし、参加団体から寄せられた意見等を踏まえ、当事業の目的や実施方法、翌年度に向けた改善点等について意見交換を行っています。また、定量的な指標からの振り返りを実施するため、アンケートの実施とその評価方法について、平成 26 年度から実行委員会で検討を進めています。

6 花と緑のたかつ推進事業

区Ⅳ-結 8 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

成果の振り返りとして、進捗状況や問題点の共有、情報交換等を行っているが、当事業の目的である、区内を花と緑の潤いのあるまちにしていくために、区民が主体となったシステムづくりや、ネットワーク化を図るという点については振り返りが十分になされていない。この事業をとおして、システムづくりやネットワーク化がどの程度図られたのか検証・評価を行うことが必要と考える。

〔措置の内容〕

区民主体による花と緑のまちづくりの推進に向け、区民主体のシステムづくりやネットワーク化を図るためには、当該事業の認知度向上による新たな区民参加が必要であり、併せて、植栽や花壇の維持管理に関する専門性が必要であることを運営委員会及び関係部署で共通認識を図りました。そして、平成 26 年度実施事業からは、それらの視点からも評価を行うこととしました。

8 子ども・子育て情報発信事業

「あったかつうしん」

区Ⅳ-結 9 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業により作成される「あったかつうしん」は情報量が多く、また地域の情報を掲載している。しかしながら、その契約方法については、事業開始当初より随意契約で締結されており、また、事業開始前に公募が行われていない。公開性の観点から契約方法の見直しを定期的に検討することが必要であるとともに、地域団体への事業参入への機会を十分に確保することが求められる。

また、当事業は概算払により支払いが行われており、提出先からの決算報告に基づ

き支出がなされているが、決算の額は過去7年間でいずれも100万円の変動がなかった。区では委託料として支払いを行った支出については、委託先に対して領収書等の原紙証憑の提出を求める必要はないとされているが、使途の内容の合理性を確認するためにも総額費用の把握に努めるべきと考える。

〔措置の内容〕

契約方法については、平成25年度まで特命随意契約方法としていましたが、平成26年度から見積り合せ契約に変更し、特定団体だけでなく、他団体にも契約の機会を与えられるように改善いたしました。

決算については、決算報告書だけでなく、平成23年度分から出納簿の提出を求め、使途の内容の把握に努めます。

9 地域防災力推進事業

区Ⅳ-結10 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

自主防災組織を構成している多くが自治会・町内会によるものであるが、高津区における自治会・町内会の加入率は、平成24年4月1日現在で、約63.8%であり、川崎市の平均値66.0%を下回っている。このような状況の中、当事業における補助金の支給額及び在庫状況は、自主防連の総会で公開されているに留まり、その他の場所において公開はされていない。当事業の助成交付を受けていない自主防災組織は、平成24年度において59団体あり、高津区の全組織の55.1%にのぼる。半数以上の自主防災組織が助成の対象となる訓練活動等を行っていないか、助成の交付の申請を行っていない。また、避難所運営会議も年に複数回行っている地域もあれば、活動を行っていない地域もある。

このように一つに防災と言っても地域の活動状況には差があり、活動が十分でない地域においては、非常時における体制が十分ではないと考えられ、地域住民の自発的な取組を喚起する必要性が高い。しかしながら、どの地域が活動が行えていないかといった情報の公開範囲が限られており、地域住民、特に自治会・町内会に未加入の住民が自分の地域の活動状況を知ることが難しくなっている。このことは、自治会・町内会への関心の低下をもたらし、地域課題の担い手不足の一つの要因になっていると推察される。

以上より、当事業等の地域における状況については、インターネット等により周知がなされる必要があると考えられる。その際には、どの地域の活動が足りていないのかについて、地域住民に理解できるよう、地域を色分け等で図示する等の工夫が必要である。

〔措置の内容〕

平成25年12月から高津区のホームページに「防災トピックス」コーナーを設置し、高津区地域防災計画や、区内の自主防災組織による防災訓練、避難所単位で行う開設訓練、防災関連のイベントなどの情報を掲載しています。また、平成26年8月から同コーナー内に、避難所エリア毎の「避難所マップ」を掲載しました。

V 宮前区役所

1 みやまえスポーツふえすていばる開催事業

区V-結1 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

設置要綱及び仕様書に記載された実行委員会の役割は概括的なものであり、実際の市と実行委員会との役割分担が不明確である。事務局として、備品購入や保険加入手続等、市側が対応している事項も少なくなく、市と実行委員会の役割分担と責任範囲を明確にすることが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から実行委員会への委託仕様について、具体的な内容に改め、市と実行委員会との役割及び責任範囲が明確になるよう改善しました。

区V-結2 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

参加団体数、参加者数は把握しているものの、参加者属性までは事業報告に求めておらず、参加年代の分布や参加者の満足度等の情報の収集及び分析が十分になされているとは言い難い。大会・イベントをつつがなく開催し相当数の参加団体、参加者を得ることが成果のひとつではあるものの、本来の行政目的である区民の健康増進や誇りの創造、地域スポーツ及び地域コミュニティの活性化といった観点からの成果把握もあわせて行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から参加者数だけではなく、性別や参加者年代、参加歴の有無等の参加者属性について報告を徹底するとともに、参加者に対して大会に参加した感想、大会に対する意見についてアンケートを実施して、大会・イベント終了後に成果の検証を行いました。

3 みやまえ太鼓ミーティング開催事業

区V-結3 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

平成 24 年度は回収したアンケートの数が 30 枚（前年度 40 枚）と少なく、一定の傾向は把握できるものの、アンケート結果を活用する観点からは、回収率を高める工夫をすることが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 25 年度の実行委員会において、アンケートへの筆記具付け、会場内放送による呼びかけを行う他、回収場所を 2 箇所を増設する等の見直しを行い、平成 24 年度の回収より 150 枚多い、180 枚のアンケートを回収しました。今後もアンケートの回収率を高めるための取組を継続していきます。

4 まちづくり推進事業

区V-結4 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

市はまち協の活動報告内容を共有するのみならず、市として委託事業の成果の振り返りを行う仕組みを導入する必要がある。単にまち協からの事業報告を確認するだけでなく、今年一年間の活動状況がまちづくり推進事業全体の観点からみてどうであったのか、今後どういった方向に展開させていくべきか、というような点についても区としての総括を行い、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

〔措置の内容〕

成果の振り返りを行うため、平成26年度まちづくり支援事業業務委託の仕様書に、まち協の活動全般に関する調査と検証を行い、報告するよう見直しを行いました。このことにより、委託業者から専門的見地等に基づいた、まち協の活動状況調査・検証結果の報告を得て、その活動が宮前区のまちづくり推進事業全体の観点からみて効果的であったか等を区として検証していきます。

5 まちづくり支援事業

区V-結5 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

まちづくり支援事業報告書は、あくまで委託事業者である委託業者が実施した取り組みの内容を報告の形でとりまとめたものであり、事業目的の達成度を評価する成果が記載されたものではない。

当事業は、地域課題の解決に向けたまちづくり協議会の取組を、専門家の立場から助言するものである。したがって、当事業の成果は、委託業者からの提案や、その提案を踏まえたまちづくり協議会の取組内容の活性化にある。成果の振り返りは、委託業者からの事業報告を確認するだけでなく、今年一年間の活動状況がまちづくり推進事業全体の観点からみて効果的であったかどうかを区として検証し、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要である。

〔措置の内容〕

成果の振り返りを行うため、平成26年度まちづくり支援事業業務委託の仕様書に、まち協の活動全般に関する調査と検証を行い、報告するよう見直しを行いました。このことにより、委託業者から専門的見地等に基づいた、まち協の活動状況調査・検証結果の報告を得て、その活動が宮前区のまちづくり推進事業全体の観点からみて効果的であったか、また、委託事業者からの提案が的確であったか等を区として検証していきます。

7 みやまえロビーコンサート開催事業

区V-結6 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。

ロビーコンサートを開催することが目的ではなく、目的を達成するための手段として、ロビーコンサートを実施していると考えることが適切であることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度には、事業目的を仕様書に記載し明確にした上で、協働相手との共有を図りました。今後も事業の目的の共有について継続していきます。

1 0 宮前区誕生 30 周年記念音楽推進事業

区 V-結 7 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。コンサートを開催することが目的ではなく、目的を達成するための手段として、コンサートを開催していると考えることが適切であることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

〔措置の内容〕

平成 24 年度に終了した事業ではありますが、今後、同種の事業を実施する際には、事業目的を仕様書本文に記載し、達成すべき目的を明確にした上で共有化を図り、実施に向けて協議、調整を行います。

区 V-結 8 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

事前の定量的な目標設定がないため、成果があがっているかどうかの測定が困難である。成果の振り返りにあたっては、測定可能な成果の目標を事前設定し、事後検証を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 24 年度に終了した事業ではありますが、今後、同種の事業を実施する際には、目的達成の指標として、事前に施設規模や過去の実績に基づく入場者予想数の設定を行い、実施に際して、入場者数の計測、アンケートによる事業周知方法・内容に対する意見集約を行うこととします。また、報告の提出後、入場者数やアンケートから事業目的の達成度合について検証します。

1 1 宮前区誕生 30 周年まつり開催事業

区 V-結 9 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。まつりを開催することが目的ではなく、目的を達成するための手段として、まつりを開催していると考えることが適切であることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

〔措置の内容〕

平成 24 年度に終了した事業ではありますが、今後、同種の事業を実施する際には、事業目的を仕様書本文に記載し、達成すべき目的を明確にした上で共有化を図り、実施に向けて協議、調整を行います。

区 V-結 10 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

事前の定量的な目標設定がないため、成果があがっているかどうかの測定が困難である。成果の振り返りにあたっては、測定可能な成果の目標を事前設定し、事後検証を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 24 年度に終了した事業ではありますが、今後、同種の事業を実施する際には、目的達成の指標として、事前に同様の事業実績に基づく入場者予想数の設定を行い、実施に際して、入場者数の計測、アンケートによる事業周知方法・内容に対する意見集約を行うこととします。また、報告の提出後、入場者数やアンケートから事業目的の達成度合について検証します。

1 2 区制 30 周年・アルテリッカ演奏会開催事業

区 V-結 11 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。演奏会を開催することが目的ではなく、目的を達成するための手段として、演奏会を開催していると考えることが適切であることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

〔措置の内容〕

平成 24 年度に終了した事業ではありますが、今後、同種の事業を実施する際には、事業目的を仕様書本文に記載し、達成すべき目的を明確にした上で共有化を図り、実施に向けて協議、調整を行います。

区 V-結 12 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

事前の定量的な目標設定がないため、成果があがっているかどうかの測定が困難である。成果の振り返りにあたっては、測定可能な成果の目標を事前設定し、事後検証を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 24 年度に終了した事業ではありますが、今後は、目的達成の指標として、事前に施設規模や過去の実績に基づく入場者予想数の設定を行い、実施に際して、入場者数の計測、アンケートによる事業周知方法・内容に対する意見集約を行うこととします。また、報告の提出後、入場者数やアンケートから事業目的の達成度合について検証します。

1 3 安全安心まちづくり推進事業

区V-結 13 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

宮前区では推進協議会そのものを紹介したページは市ホームページ上では見られず要綱、組織図等の公開もなされていない。

より公開性・透明性を高める観点から、活動の紹介とあわせて、推進協議会の目的や役割、構成団体等をわかりやすく公開することが望まれる。

〔措置の内容〕

推進協議会の目的や役割等、推進協議会を紹介するページを平成 26 年 5 月に設置し、併せて要綱も公開しました。

区V-結 14 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

合同総会資料に掲載されている活動報告には、実施した取組みの内容と参加者数等が掲載されているものの、犯罪・トラブル件数等、区の状況を示すような情報は記載されていない。また、次年度の活動計画には、実施予定の取組みが記載されているのみであり、具体的な目標等は設定されていない。

防犯、交通安全等、安全安心まちづくりのための活動は、様々な事業・主体により実施されていることから、犯罪・トラブル件数等の増加・減少は当事業の成果のみに左右されるものではないが、年 1 回の合同総会においては、区の状況を明らかにし、次年度の活動計画については、目標等を設定し、振り返りを図ることができるものとするのが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 6 月開催の総会から前年度における区内犯罪発生状況等を明記し、顕著な刑法犯等への対策を年度の重点的な取組とし、その削減を目標としました。次年度の総会時に、刑法犯認知件数や交通事故件数を確認することで成果の振り返りを行い、その結果を次年度の活動計画に活用していきます。

1 6 子育て情報発信事業

区V-結 15 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

実務上は、相互の信頼関係のもと子支連の業務として定着しているところがあり、役割分担について特に明文化されたものはない。しかし、役割分担が明確になっていない場合、例えば、当初の想定どおりに記事が作成されなかった場合や、記事の中に不適切な内容等が含まれていた場合等の責任の所在が曖昧となることが懸念される。

また、子育てかわら版は平成 25 年度をもって終了し、平成 26 年度以降はホームページを充実化させていく方針となっている。これまでのやり方を変更することになるため、これまでの区と子支連との役割分担も変更されることが想定される。ホームペ

ページの充実化にあたり、子支連との協働を図るのであれば、区と子支連との役割分担及び責任範囲を再確認して明確化するとともに、規約等において明文化することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 8 月及び 10 月に開催した宮前区子育て支援関係者連絡会の会議において、平成 26 年度中に運用を開始する子ども・子育て支援のホームページの掲載事項及び管理の役割分担について、同連絡会と協議し、協議結果を同会議の議事録として残すことで、役割分担及び責任範囲の明確化と情報の共有を図ることとしました。

区 V-結 16 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

計画した事業を計画通りに実施できたことをもって成果としているが、成果は、目的の達成をどの程度図れたかによって測定するのが適切であるが、その測定が十分に行われていない。当事業については、例えば、子育てかわら版が子育て世帯に行き渡っているのか、あるいは子育てかわら版に掲載されている内容が読者にとって知りたい内容になっているのか、実際に子育てに役立っているのか、といった点についてアンケート調査を実施するなどの振り返りは必要であると考えます。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から、宮前区子育て支援関係者連絡会を始めとする子ども・子育て支援関係の会議において、活動団体や区民からホームページや情報誌等に掲載している子育て情報に関する意見を集約することで、必要とされる情報が発信できているか等の評価を行い、その結果を今後の広報に反映させていくこととしました。

VI 宮前区役所

17 子ども包括支援事業

区 V-結 17 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。業務内容が多岐にわたっていることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度の子ども包括支援事業業務委託仕様書の作成に際して、仕様書冒頭に当該事業の目的を明確に記載することで、協働相手である委託事業者と受託事業者の共通認識のもと、正確な情報共有と、目的に向けた取組を実施しました。

区 V-結 18 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

計画した事業を計画通りに実施できたことをもって成果としているが、成果は、目的の達成をどの程度図れたかによって測定するのが適切であるが、その測定が十分に

行われていない。

当事業については、例えば、こどもサポート南野川の利用者数（サポートした子供の数）も一定程度の指標になり得ると考える。本来的には、この施設でサポートしなければならない子供が減少することが理想ではあるが、昨今の社会情勢、家庭環境の複雑化等から利用者数は増加増している。そういった意味では、支援を必要とする子供たちを適時適切にこの施設でサポートしていているのか、という視点は重要であり、この点から利用者数の推移を分析するなどの振り返りが必要である。

〔措置の内容〕

子ども包括支援事業「こどもサポート南野川」の評価及び検証を行い、子育て支援と不登校やひきこもり児童・生徒等への支援の充実を図り、同施設をより利用しやすいものとするために、平成 26 年 1 月に、平成 24 年度又は 25 年度に同施設を利用した子ども及び保護者に対するアンケート調査を実施しました。

また、同施設の利用状況把握のために、不登校やひきこもりなどの児童・生徒の来所人数、相談件数、及び居場所としてのフリースペースの利用状況について、同施設から月毎の報告を受けていることから、年度毎の利用者数推移を分析し情報を共有することで、事業推進に活かしています。

1 8 冒険遊び場活動支援事業

区 V-結 19 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

計画した事業を計画通りに実施できたことをもって成果としているが、成果は、目的の達成をどの程度図れたかによって測定するのが適切であるが、その測定が十分に行われていない。

当事業については、遊び場への子供の参加者数、冒険遊び場団体の登録団体数については基本的な成果指標として考えられる。指標については、当事業を改善するために所管課として必要な情報は何かという点を意識すると見えてくるものがある。例えば、地域全体の子育て環境を充実させるということが当事業の目的であれば、むしろ子供の参加者数より遊び場への中高年齢層の参加者数といった指標も成果の振り返りには効果的である。

〔措置の内容〕

毎月、実施団体が集まり開催する宮前区冒険遊び場交流会において、各団体が実施した事業における子ども、保護者、ボランティア、シニア世代の参加人数や見学者数を成果指標として把握するとともに、参加者から好評であった点や反省事項、改善点等について意見交換を行うことで、事業成果や課題、及び地域ニーズを把握し、今後の活動方針や事業内容に反映させていくこととしました。また、登録団体数については、年間 1 団体以上の新規登録を目標として、各種広報手段を活用した参加団体募集の呼び掛けを行うこととしました。

VII 多摩区役所

1 多摩区安全・安心まちづくり推進事業

区VI-結1 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は区民と行政機関が協働し、地域との連携をより高めようとするものであり、区民と行政機関とが親密な協力関係を築くことと、課題へのタイムリーな対応が不可欠である。したがって、区は協議会等での報告内容を共有するのみならず、区として成果の振り返りを事業の改善に結びつける仕組みを導入する必要がある。防犯、防火、交通安全、放置自転車対策の4部会の取り組み内容についてヒアリングを行い、当事業の目的に照らして、各部会が実施した事業がどうであったのかについての総括を行うことが必要である。

〔措置の内容〕

事務局・関係機関において、平成25年度末に多摩区安全・安心まちづくり推進協議会の各部会ごとに、事業目的に沿った活動が行われたかを総括し、これを踏まえて平成26年度の事業計画を作成しました。また、これらの内容を平成26年度開催（12月）の会議において確認しました。

2 親と子の育児園事業

区VI-結2 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は、12回または6回の講座として行なわれているため、全講座に出席できないことを理由に参加をあきらめる人もいると考えられる。育児に悩む潜在的な母親を掘り起こし支援ネットワークへつなげる機会とする目的もあることを考えれば講座形式だけではなく、1回限りのイベントの開催など、より広く参加者が集まる施策も検討する必要がある。類似事業では、イベント等も実施しているとのことであるが、そういった類似事業とあわせて、一体として事業計画を策定することで、子育てに悩む母親が幅広くサポートされることを検討すべきである。

〔措置の内容〕

平成26年度の「親と子の育児園」については、より広く参加者が集まる取組として、単発のイベントである公開講座を12月に実施するとともに、実施会場を2か所から3か所に増やしました。事業計画の策定・実施にあたっては、連続参加が難しい保護者のための当日参加が可能な子育てサロン・ひろば（通年で実施）、イベント等と一体として計画を策定・実施し、幅広いサポートを行っています。また、平成27年度からは当事業と類似事業のこども・子育て講演会事業と統合して事業計画を策定します。

3 多摩区地域子育て情報収集・発信事業

区VI-結3 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は、子育て情報の収集と発信することを目的とするものである。その中で情

報収集においてはアンケートが実施されているが、発信した情報が実際にどれくらい役立っているのか、といった趣旨のアンケート等は実施されていない。そのため、定量的に事業の効果を測定することはできていないのが現状である。ホームページ、子育てブック・掲示板についてはそれぞれ、アクセス数の確認や周知度を計るためのアンケートによってある程度の定量的な評価は可能であると思われ、検討することが望まれる。

また、事業の目的が子育てに悩む母親への情報提供ということを考えて、アクセス数といった定量的な指標に加え、区民からの意見といったフィードバック情報を分析し、発信している情報が実際に役立っているのかといった、いわゆる満足度調査といった質の面からの検証も必要である。

〔措置の内容〕

定量的に事業の効果を測定するため、また質の面からの検証のため、発信した情報が実際にどれくらい役立っているのか及び情報の満足度について、平成 26 年 6 月～9 月に、区内の保護者に対し、アンケートを実施しました。ホームページのアクセス数や子育てブックの周知度のアンケート結果とともに、区民からの意見として、今後の事業実施に反映していきます。

区 VI-結 4 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業においてはその情報の入手方法については成果の振り返りがなされていない。NPO 法人に、どのような情報が集まっているかについて把握・管理の徹底が望まれる。現状、NPO 法人との協働で行っており、NPO 法人の情報収集能力に依存している状況であるが、他区における情報収集の方法や収集された情報量、内容について比較検討し、情報の質及び量双方からの振り返りが望まれる。役割分担と責任範囲は企画を行う区においてのものであり、このような振り返りを市は行う必要があると考える。

〔措置の内容〕

平成 26 年 6 月に NPO 法人に対して、情報の収集方法や収集された情報の内容・量等について調査を行いました。また、平成 26 年 6 月～9 月に他区における情報収集の方法や収集された情報量、内容についても調査を行い、情報の質や量の比較検討を行いました。今後も情報の質及び量双方の把握・管理に努めます。

5 市民活動支援事業

区 VI-結 5 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

成果の振り返りにおいて、意見箱を設置しているが、翌年度の運営に生かしていくための仕掛けとして、意見箱結果のなかでもとくに重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

〔措置の内容〕

意見箱にて施設・運営に関する意見をいただいていることについて、登録団体全体

が集まる場である全体会（平成 26 年 7 月 29 日開催）で周知を図りました。その後の運営委員会では、意見箱に寄せられた意見について適宜、運営委員と審議検討し、意見・課題と運営委員会における検討結果・対応策を一覧表にまとめ、今後の運営に活かすことができるようにしました。

区 VI-結 6 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業の目的は、市民活動の自主的かつ自立的な発展に向け、市民同士が「相互支援」できる仕組み形成されていくことを促進することが挙げられる。平成 24 年度の会議室や印刷室の利用状況は、多摩区総合庁舎では 1 団体あたり年 8 回、生田出張所では 1 団体あたり年 3 回程度と伺っている。しかし、より有意義な活動の場としていくためには、利用状況をより高くする必要があると考えられる。区としても多摩区民活動・交流センターの周知を行っているが、まだ十分とは言えない。より利用の見込めるターゲットを対象とした多摩区民活動・交流センターでのイベントの開催など、より足を運んで知ってもらうための施策が必要と考える。

〔措置の内容〕

毎月開催される運営委員会及び年 1 回程度開催する全体会で施設の利用率を報告し、利用率向上のための意見交換を行いました。平成 26 年度 7 月 29 日開催の全体会において、施設の周知を図るために作成した施設紹介チラシを利用経験の浅い新規登録団体を含む約 50 団体に配布し、それぞれの団体内での周知を図るとともに、多摩区総合庁舎や生田出張所の庁舎内の情報コーナーなどに掲出し、広く区民に周知しました。

7 まちづくり推進事業

区 VI-結 7 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

単に多摩区まちづくり協議会からの事業報告を確認するだけでなく、今年一年間の活動状況がまちづくり推進事業全体の観点から見てどうであったのか、今後どういった方向に展開させていくべきか、というような市としての総括を行い、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

〔措置の内容〕

まちづくり協議会のワークショップ等において、過去の実績における課題とその解決手法、得られた成果等の検証を行いました。また、各区の状況等を参考にしながら、平成 26 年度以降の活動の方向性や求められている役割について意見交換を行い、目的・課題等の共有を図りました。

平成 26 年度は新規に加入した構成員と取り上げるべき課題の抽出、解決手法の検討を進めるなど、新たな視点で地域課題に取り組んでおり、より中間支援機能を高めた活動を進めています。

8 観光振興・タウンセールス推進事業

区Ⅵ-結8 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

理事会での報告については当期の活動結果報告は行われているが、それだけでは活動成果の振り返りとしてはどれだけ多摩区の PR となっているかという観点から不十分であり、今後の改善点や課題が整理されているとはいえない。協働の原則では、成果の振り返りについて、なるべく客観的な指標で行い、今後の改善につながるような評価・検証をすることが求められているため、各観光地への来客数や HP のアクセス数やアンケートの実施等についての定量的な報告も盛り込むことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から「多摩区観光協会」（前身の多摩区観光推進協議会を含む、既存の 3 つの観光団体の発展的に解散・統合により、平成 26 年 4 月に設立）が新たな協働の相手先となっており、各施設やイベント等への来場者数の動向把握、観光ホームページへのアクセス数などを検証しながら事業を進めています。

9 地域コミュニティの活性化促進事業

区Ⅵ-結9 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

委員会等で情報交換を行い、改善状況を把握することで振り返りを行っているため、定量的に事業の効果を測定することはできていないのが現状である。当事業の目的としては、各町内会・自治会への加入だけでなく、町内会・自治会活動を支援するとともに、その活動状況を広く周知することである。そうであるならば、周知度合を指標とし、アンケート調査を行うことで成果の振り返りをする必要もある。

〔措置の内容〕

平成 25 年度に川崎市は、川崎市在住の満 20 歳以上の男女 3,000 人を対象に無作為抽出で、町内会・自治会の活性化に向け、どのような取組を行うことが効果的かを調査することを目的とした「かわさき市民アンケート」を実施しました。

その結果、町内会自治会活動への関わりを深めるための取組として、情報を積極的に発信する（22.3%）、若年層に参加を呼びかける（20.1%）が上位を占めましたので、多摩区町会連合会のホームページや地元情報誌等を通じて町内会自治会の活動情報を継続的に発信しています。多摩区町会連合会のホームページアクセス数は毎日 9～10 件程度あり、若年層を取り込むため、大学生による町内会自治会の活動を動画で紹介する取組を継続しています。

Ⅶ 麻生区役所

1 安全・安心まちづくり推進事業

区Ⅶ-結1 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

事業の目的を区と協働相手とで具体的に共有するために、定量的な目標値の共有に

ついて検討する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年 5 月から委託業務の仕様書中に実施回数等の定量目標を具体的に記載するように改めました。

区Ⅶ-結 2 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

区と協働相手が、事業においてお互い何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 26 年 6 月から委託業務の仕様書中に受託者の業務内容を明記しました。また、平成 26 年 8 月に受託者及び区の業務分担とその内容を記載した確認書を作成しました。

区Ⅶ-結 3 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

事業内容についてホームページ等と通じた情報公開を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 26 年 8 月から、実施する事業内容をホームページに掲載しました。また、委託業務完了（平成 27 年 3 月予定）後の翌月までに実施結果を掲載します。

2 麻生区市民活動支援施設活用事業

区Ⅶ-結 4 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

麻生区では、協働の担い手による自主運営の考え方に則り、非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターによる施設運営が行われているが、区と特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターとの認識に齟齬がないよう詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

〔措置の内容〕

麻生区と特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターとの間で『川崎市麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」に関する協定書』を締結して役割分担を確認していますが、双方の詳細な役割分担が明確になるよう、平成 26 年 4 月に改定を行いました。

区Ⅶ-結 5 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

協働相手の選定理由や選定過程に関する情報公開を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 26 年 7 月から麻生区ホームページ内にて協働相手の選定理由・経過等を公表

しました。

3 麻生区市民活動支援施設利用促進事業

区Ⅶ-結6 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

区と協働相手が、事業においてお互いに何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

〔措置の内容〕

麻生区と特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターとの間で『川崎市麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」に関する協定書』を締結して役割分担を確認していますが、双方の詳細な役割分担が明確になるよう、平成 26 年 4 月に改定を行いました。

区Ⅶ-結7 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

協働相手の選定理由や選定過程に関する情報公開を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 26 年 7 月から麻生区ホームページ内にて協働相手の選定理由・経過等を公表しました。

区Ⅶ-結8 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

事業における課題を明確化し、改善策について定量的に検討するために、定量的な評価を実施する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年 4 月より連絡調整会議にてより具体的に施設の利用状況及びイベント等参加人数について、時期・天候・事業内容等多角的な視点から数値の増減の理由を分析し、傾向をつかむとともに、次回以降の事業の実施及び施設運営に反映させることで改善を行いました。

4 しんゆり・芸術のまち推進事業

区Ⅶ-結9 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

区と協働相手が、事業実施に向け相互の役割の認識に、齟齬をなくすため、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

〔措置の内容〕

区と協働相手の詳細な役割分担を明確にするため、平成 26 年 7 月に双方の役割分担や責任範囲を定めた確認書を作成し、認識の共有を図りました。

5 しんゆり・芸術のまち推進事業（芸術文化広報発信事業）

区Ⅶ-結 10 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

事業の目的を区と協働相手とで具体的に共有するために、定量的な目標値の共有について検討する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年度開催事業より「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と協議の上、事業の具体的な目的や後援申請件数等の目標値を定めた確認書を作成し、共有を図りました。また、事業終了後に目標達成状況を確認し、必要に応じて広報の手法の改善を行います。

区Ⅶ-結 11 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

区と協働相手が、事業においてお互い何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

〔措置の内容〕

区と協働相手の詳細な役割分担を明確にするため、平成 26 年 7 月に双方の役割分担や責任範囲を定めた確認書を作成し、認識の共有を図りました。

6 「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラム運営事業

区Ⅶ-結 12 目的の共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

フォーラムへの参加者数や参加団体など定量的な目標値も活用し、目的の共有、具体化を図るべきである。

〔措置の内容〕

『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」の発足時と比べ、その取り巻く環境が変化していることから、組織形態の見直しを検討する必要があると考え、平成 25 年度に「フォーラムのあり方についての意見交換会」を 3 回開催し、フォーラムの今後についての議論を行いました。その結果、当フォーラムは平成 26 年 3 月をもって活動を終了することとし、それに伴い、当事業も平成 25 年度をもって終了しました。

区Ⅶ-結 13 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

区と協働相手が、事業においてお互いに何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

〔措置の内容〕

『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」の発足時と比べ、その取り巻く環境が変化していることから、組織形態の見直しを検討する必要があると考え、平成 25 年度に「フォーラムのあり方についての意見交換会」を 3 回開催し、フォーラムの今

後についての議論を行いました。その結果、当フォーラムは平成 26 年 3 月をもって活動を終了することとし、それに伴い、当事業も平成 25 年度をもって終了しました。

区Ⅶ-結 14 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

フォーラムへの参加者数や参加団体数といった定量的なデータを用い、経年比較などの分析を行うことで、事業の見直しに活用すべきである。

〔措置の内容〕

「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」の発足時と比べ、その取り巻く環境が変化していることから、組織形態の見直しを検討する必要があると考え、平成 25 年度に「フォーラムのあり方についての意見交換会」を 3 回開催し、フォーラムの今後についての議論を行いました。その結果、当フォーラムは平成 26 年 3 月をもって活動を終了することとし、それに伴い、当事業も平成 25 年度をもって終了しました。

7 あさお芸術のまちコンサート推進事業

区Ⅶ-結 15 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業の目的は、様々な形式により区民に音楽を提供し、誰もが音楽を身近に楽しむ機会を設けるとともに音楽家・音楽愛好家の交流やネットワークづくりを促進し、芸術のまちづくりを促進することである。したがって、当事業の成果の振り返りでは、コンサートへの来場者数に加え、コンサートの事業主体である各団体の参加団体数についても振り返りを行うべきである。

〔措置の内容〕

平成 26 年 8 月 29 日に実施したコンサートから、コンサートの来場者数の把握に加え、参加団体に対して他団体との交流やネットワークづくりが図れたか等の調査を行い、当事業の実施方法や団体間の交流が図りやすい適切な参加団体数について検証することとしました。

8 スポーツのまち麻生推進事業（川崎フロンターレ応援事業）

区Ⅶ-結 16 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

成果の振り返りでは、イベント参加人数や、新規の参加人数など、事業の見直しに役立つ指標も活用すべきである。

〔措置の内容〕

平成 25 年度に実施した各イベントにおいては、正確な参加人数を把握しており、また、平成 26 年度は 8 月実施の「川崎フロンターレホーム応援バスツアー」における新規参加人数を把握したほか、「スタンプラリー」においても新規参加人数を把握し、来年度以降の事業の見直しの指標として活用していきます。

9 あさお観光資源の魅力紹介事業

区Ⅶ-結 17 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

区と協働相手が、事業においてお互い何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

〔措置の内容〕

協働相手と区の役割分担については委託業務仕様書に記載してありますが、平成 26 年度からは事業開始前に双方協議し、委託業務仕様書において、より詳細な役割分担を記載し責任範囲を明確化しました。

区Ⅶ-結 18 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

コンクールへの参加人数と、コンクールへの応募件数とを経年分析するなどで成果の振り返りを事業の改善に役立てる必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年 7 月 29 日開催の写真コンクール部会において、コンクールの参加人数やコンクールへの応募件数の経年分析を行い、平成 26 年度の目標値を設定しました。事業終了後に目標達成状況を確認し、次年度以降の広報の手法の改善につなげていきます。

10 麻生里地・里山保全推進事業

区Ⅶ-結 19 役割分担と責任範囲の確認（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は、里山フォーラム in 麻生とこれに協力する市民、区が協働で、里山の維持を目的とする事業である。様々な市民の協力が必要とされる事業であるため、区は、それぞれの役割分担を検討し、文書化する必要がある。

〔措置の内容〕

当事業における麻生区と里山フォーラム in 麻生の間で、平成 26 年 7 月に双方の役割分担や責任範囲を定めた確認書を作成し、認識の共有を図りました。

区Ⅶ-結 20 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

事業における課題を明確化し、改善策について定量的に検討するために、参加者アンケート等によって定量的な評価を実施する必要がある。

例えば、市民に里山に対する関心を持ってもらうことが目的の一つであれば、どれだけ新規の参加者を増やすことができるかについて評価することが考えられる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 4 月の協働相手の定例会において事業における課題を協議し、平成 26 年度の事業内容や参加人数等から具体的な課題を設定しました。また参加者アンケート

についても、満足度等を数値化したものを作成し、平成 26 年 7 月の事業から適用し、事業終了時に達成状況を確認しています。

第 5 教育委員会

I 教育委員会

2 川崎市立学校学校施設地域管理業務

本Ⅷ-結 1 公開性・透明性（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業は、川崎市内の一部の小学校運営に NPO 法人が関与することで、地域に開かれた学校、特色のある学校を目指すものである。その意味では、将来の学校運営に向けたトライアルな事業と言える。したがって、当事業については、対象とする小中学校区域に限らず、広く川崎市内に情報公開を行うことで、NPO 法人の育成に結びつけることが必要である。

〔措置の内容〕

当事業の目的や事業内容をホームページやその他の広報等を通じて広く公開・周知を図ることで、NPO 法人の地域管理業務への関心を高めるとともに、より地域との密接な連携のもとに創意工夫を加えた、より良い学習環境の整備につなげていけるよう取り組みます。

本Ⅷ-結 2 成果の振り返り（指摘）

〔指摘の要旨〕

当事業では、教職員の事務負担軽減が目的の一つであるが、事務負担が軽減されているかどうかを検証するためには校長もしくは教頭に対する確認だけでなく、教職員全員を加えた評価を実施する必要がある。

また、当事業は、生徒に対するサービス向上や地域との交流も目的としていることから、事業の効果を検証するためには、PTA、父兄を対象としたアンケート調査なども実施すべきである。

さらに、当事業は、川崎市内の一部の小中学校を対象に、その運営に NPO 法人が関与することで、地域に開かれた学校、特色のある学校を目指すものである。その意味でも当事業は、トライアルな新たな取組であり、その趣旨からすると、当事業は「学校施設地域管理業務の実態報告書」や「業務確認書」で把握された課題を、どのように改善するのかといったフォローアップが特に重要な事業といえる。課題とその改善策とを対応表にするとといったことで、課題のフォローアップの徹底が必要である。

〔措置の内容〕

従来、校長又は教頭を対象としてアンケート調査を実施してきましたが、平成 25 年度は学年主任や PTA 等も対象としてアンケート調査を実施し、平成 26 年 3 月に「地域管理業務に関する検討委員会」を開催して事業の検証を行いました。アンケートの結果では、業務の履行に関して「優れている」という回答が多く寄せられました。また、課題に関しては、地域管理業務のクオリティを持続するため、教職員と校務員（受

託事業者)との良好なコミュニケーションが大切であるという意見が寄せられました。

今後も引き続きアンケート調査を実施し、検討委員会においてアンケートの結果を討議し、地域管理業務の改善に継続して取り組みます。また、実施したアンケートは結果を集約するとともに、議事録を作成して次年度の検討委員会に引き継ぎます。

平成25年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ：協働によるまちづくりに関する事業についての事務】

第2 総論

2 協働を推進するにあたっての課題

(7) 市民と行政との関係の整理

全般1 実行委員会について（意見）

〔指摘の要旨〕

実行委員会には、事業の実施主体としての実態を有するものがある一方、事業実施に向け有識者の立場からアドバイスを行うことを主目的としているものもある。本来、後者については、実行委員会ではなく、協議会、有識者会議とすべきものである。

〔措置の内容〕

「指摘」に対する全般1 2における措置の内容のとおりです。

第3 本庁

I 総務局

1 自主防災組織防災資器材購入補助金

本I-意1 保有資器材調査の実施に関する指導の必要性（意見）

〔意見の要旨〕

各自主防災組織の資器材の保有調査を5年に1度行うこととしているが、総務局危機管理室の方針通りに5年に1度、調査を実施することを認識し、その通りに実施している区もあれば、5年に1度という方針についての認識はないものの、区独自の方針で毎年保有調査を実施しているところ、まったく保有状況の調査を実施していない区もあった。

各自主防災組織に防災活動に必要な資器材が保有され、適切に管理されているかを確認することは行政の重要な役割であるため、全市的に統一的な方法で保有調査が実施されるよう、総務局危機管理室による指導が必要である。

〔措置の内容〕

各自主防災組織における防災資器材の保有状況の確認については、平成26年6月に各区に対して行った取組状況の調査の結果を踏まえ、平成26年7月に開催した危機管理担当課長会議において全区で状況を共有するとともに、平成26年9月に開催した川崎市自主防災組織連絡協議会役員会での意見を考慮し、総務局危機管理室、区役所、自主防災組織と連携して5年ごとに統一的な調査を行うことを確認しました。

本I-意2 情報収集及び共有の必要性（意見）

〔意見の要旨〕

当補助金の交付事務は各区において行われている。その交付方法についても区によって違いがあった。ある区では、毎年、申請があった全自主防災組織を補助金の交付

対象とするのではなく、年度毎に補助金交付地域を割り当て、各自主防災組織は2～3年に1度だけ交付申請ができるなどの工夫をしていた。交付申請できる自主防災組織を限定することにより、それだけ1自主防災組織に交付できる補助金額を多くすることが可能となることから、自主防災組織では比較的高額となる資器材を購入できるというメリットがある。

このように、各区では、運用段階で、それぞれの工夫を行っている。これらの工夫をお互いの区で参考にするため、各区での取り組みについて情報収集を行い、有用な情報については各区に共有するといった横断的な対応を本庁部局は行うことが必要である。

〔措置の内容〕

川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の運用については、平成26年6月に各区における運用状況の調査を行い、他の区の有な事例を今後の取組の参考とするよう、平成26年7月に開催した危機管理担当課長会議において情報の共有を行いました。

2 自主防災組織活動助成金

本Ⅰ-意3 防災活動に関する市としての基準設定の必要性（意見）

〔意見の要旨〕

防災は行政、市民双方にとって非常に重要であり、行政だけでなく市民の協力も得ながらその活動を行っていく必要があり、協働として取り組むべき最たる事業である。川崎市は区によって地形的な違いもあることから、区によって取り組み内容やその度合いに違いが出てくることは理解できるが、その一方で、川崎市全体として一定程度の災害に対する備えは確保できているという基準となるレベルを設け、市全体としての防災に対する取り組みを明示することが必要である。その上で、各区の特長をさらに上乘せすることで、川崎市全体の防災に関する一定水準の確保と地形的特長を踏まえた各区の取り組みによる重厚性という効果を得ることが可能になる。

〔措置の内容〕

市内全ての自主防災組織の防災力の維持・向上を図るため、防災訓練の事例や補助制度等について記載した「自主防災組織の手引き」を平成25年7月に改訂し、ホームページ上での公開や、川崎市自主防災組織連絡協議会総会での広報を行ったほか、年間を通じて自主防災組織リーダー等養成研修を全区で開催しているところだ。

引き続き、これらの全市的な取組を踏まえつつ、定期的に各区の状況を確認し、地域の特色に応じた自主防災組織への支援が行われるよう取り組んでいきます。

本Ⅰ-意4 情報収集及び共有の必要性（意見）

〔意見の要旨〕

自主防災組織に対して、各区の危機管理担当は、活動促進に向けた働きかけが行われているが、その方法について区によって違いがあった。具体的には、概ね、どの区でも防災活動の実施を促すように声を掛けるといった働きかけは行っているが、その

声の掛け方に違いがあった。単に活動を実施することを声掛けしているところ、他の組織との合同開催や他の組織の有用な取り組み事例の紹介といった、自主防災組織が実際に動きやすくなるという点に配慮した提案型の声掛けを行っている区もあった。単に実施するように声を掛けるよりは、具体的な方法なども含めた声掛けを行った方が動きやすくなることから、こういった視点での活動促進を図っていくことが重要である。そのため、各区での取り組みに関する情報収集を行い、有用な活動事例情報については各区に共有するといった横断的な対応を本庁部局は行うことが必要である。

〔措置の内容〕

各自主防災組織の防災活動の実施促進については、平成 26 年 6 月に各区における取組状況について調査を行い、他の区の有用な事例を今後の取組の参考とするよう、平成 26 年 7 月に開催した危機管理担当課長会議において情報の共有を行いました。

II 総合企画局

1 自治フォーラム開催事業

本Ⅱ-意 1 事業目的の達成度合の評価について（意見）

〔意見の要旨〕

当事業の目的は、川崎市自治基本条例の理念を市民へ浸透させ、自治意識を醸成し、多様な主体による自治推進の取組を共有することで地域の自治力の向上を図り、地域課題への関心を深めることであるが、その目的自体が当フォーラムを実施することで達成できているかについての客観的評価、総括が十分に行われていない。市はフォーラム実施後に報告書を作成し、その中で参加者数やアンケート結果の要約、参加者の感想などは記載されているが、当初の事業目的である自治意識の醸成等の視点からの市としての総括的な分析、主張、見解については記載されていない。当事業は、市民を啓発する事業であるため、継続して実施することに意義がある。事業の趣旨である地域課題の関心を深めることにどのように役立っているのかを分析、検証したうえで事業を進めることが必要である。

〔措置の内容〕

平成 24 年度及び 25 年度の事業実施結果について、市としての事後評価及び協働の相手先との振り返りを行い、自治意識の醸成に向けた事業のあり方を検証しました。その結果、自治基本条例の理念の啓発は、フォーラムという形式にとらわれず多様な手法で行うことが可能であることから事業の見直しを行うこととしました。そのため、当事業は平成 25 年度で終了することとしますが、平成 26 年度から新たな事業を実施するにあたっては、事業の目的を達成できているかについての客観的評価・総括を行いながら進めます。

本Ⅱ-意 2 中長期計画の策定の必要性（意見）

〔意見の要旨〕

市民への啓発には、継続して事業を実施することが必要になる。したがって、フォーラム開催に関する中長期の計画を策定し、それに基づいて事業を実施することで段

階的に成果を実現することが求められる。例えば、今後5年間のフォーラム事業実施計画を策定し、5年経過後の最終目標とそれを年度毎に落とし込んだ年度目標を設定する。各年度における事業実施後に年度目標と当該年度の結果とを比較することで計画の進捗状況や成果を客観的に測定、評価することが可能となる。このように、事業効果を高めるためには、計画的に事業を実施することが望まれる。

〔措置の内容〕

自治意識の醸成に向けた事業のあり方を検証した結果、当事業は平成25年度で終了することとしますが、平成26年度から自治基本条例の理念等の啓発を目的とした事業を実施するにあたっては、計画的に事業を実施し、より効果を高めるよう取り組みます。

Ⅲ 市民・こども局

13 地域コミュニティ推進事業

本Ⅲ-意2 検証結果の活用について（意見）

〔意見の要旨〕

当事業の目的は、町内会・自治会と市民活動団体等の連携した活動が地域コミュニティに及ぼす影響を検証するとともに、連携の仕組みや実施方法を検討することであるが、その検証結果をどのように次に繋げるかについての考察が不十分である。市民協働推進課では、モデル事業を通じて得られたことを取りまとめているが、これにとどまらず、各区の地域振興課を交えて議論するなどの取り組みが必要である。

〔措置の内容〕

当事業で町内会・自治会と市民活動団体との連携の効果が認められたことから連携を進める仕組みや優れた取組を広めるための手法の検討を行っています。

具体的には、年に数回開催される区役所地域振興課長会議及び地域活動支援係長会議等において、各区における好事例等の情報交換を行っており、事業の検証結果を次につなげることについても視野に入れつつ、地域コミュニティの活性化策の一つとして検討を進めています。

15 交通安全教育事業

本Ⅲ-意3 類似事業との区別について（意見）

〔意見の要旨〕

交通安全に関する啓発活動を行うという点で、当事業と交通安全市民総ぐるみ運動事業は共通点が多い。両者の事業内容を整理し、一本化ができるところは一本化を進めるべきである。

〔措置の内容〕

平成26年度中に、本事業と市民総ぐるみ運動における交通安全教育との事業内容について整理する中で、事業の一本化を含めた課題の抽出を行います。そして、実施体制、実施内容、必要な経費等について検討し、その結果については交通安全対策協議会及び川崎市交通安全協会と協議を行い、平成27年度末までに見直しを行います。

IV こども本部

2 川崎市青少年の家運営事業

本IV-意1 定量的な目標の設定（意見）

〔意見の要旨〕

月別の利用状況（日帰り・宿泊）、施設の稼働状況や事業への参加者数などを把握し、前年度との比較等により成果を検証している。しかしながら、利用数や施設の稼働状況等についての目標値は事業計画には示されていない。稼働率については、目標値を設定するとともに、現在、宿泊の稼働率が概ね40%弱と低いことから、利用対象を広げるなどの改善を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

施設の稼働状況の改善について、平成26年3月の運営協議会で議論し、まずは条例に定められた対象者層の利用を増やすべく、青少年団体の利用増加に向けて積極的な誘致を図ることとしました。具体的には、市政だよりの広報に加え、施設のホームページにおいて、活動情報を発信し当施設の魅力を伝えるとともに、必要書類のダウンロード等サービスの拡大や宿泊予約の空き状況を確認しやすくするなど、サービスの向上を図りました。また、平成25年度までは施設近隣（宮前区・高津区）の市民館・図書館にイベントのチラシを配布・設置していましたが、平成26年度からは市内全館に対象を拡大しました。

なお、稼働率の目標値については、平成26年度の事業実施結果を踏まえ、平成27年度から各事業における目標参加者数を設定することとしました。

本IV-意2 利用者ニーズへの対応（意見）

〔意見の要旨〕

利用者（大人）アンケートに記載された意見に対する対応状況について、事業報告書に記載している。意見には、施設の改修で対応すべきものと、接遇や食事に関する工夫を求めるものが多いが、継続的な対応が必要なものについては、改善状況の顛末も把握し改善に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

平成25年度事業報告書で、アンケートで出された意見の内、特に施設側の確認や対応が求められるものについては一覧表を作成し、各項目について対応状況が記載されていることを確認しました。また、接遇や食事に関する取組については、平成26年度事業計画書において具体的に記載されている旨を確認しており、平成26年度事業報告書において、その改善状況について記載を求めることとします。

施設の改修については、複数年度での修繕計画を立て、平成27年度から修繕工事を行います。

6 こんにちは赤ちゃん事業

本IV-意3 類似事業との関係の整理（意見）

〔意見の要旨〕

新生児を訪問する事業として「新生児訪問」事業が実施されている。「こんにちは赤ちゃん」とは事業の目的は異なるものの「新生児訪問」においても「赤ちゃん訪問」と同様の情報提供を実施している。両者を合わせた訪問実施率は89%で、そのうちの約20%が赤ちゃん訪問であり、赤ちゃん訪問の利用率は新生児訪問に比べると低くなっている。赤ちゃん訪問事業と新生児訪問事業とでは、事業の目的は類似しているが、それぞれの事業の目的の違いを明確にした上で、例えば、第1子出産後の家庭については赤ちゃん訪問を充実させるといったように、子育て家庭の実情に応じた訪問の実施に向けた検討を行うべきである。

〔措置の内容〕

赤ちゃん訪問事業と新生児訪問事業との目的の違いについては、市民の方に分かりやすい案内に努め、妊娠中からの不安や体調不良等がある方には新生児訪問、転入したばかりで地域とのつながりがない方にはこんにちは赤ちゃん訪問をお勧めし、子育て家庭の実情に応じた訪問を実施しています。さらに、的確に訪問を実施できるよう、隔月で開催している担当者会議及び平成26年10月開催の関係職員向け研修会において、事業の課題を共有し、具体的な訪問の案内や調整の方法等について確認を行いました。

また、こんにちは赤ちゃん訪問員を対象に平成25年10月から平成26年2月の期間にアンケートを実施し、調整すべき事項の把握を行い、事業の改善につなげました。

本IV-意4 目標の設定（意見）

〔意見の要旨〕

当事業では指標及び目標値の設定がされておらず、事業成果の把握が十分になされていない。限られた訪問員で子育て家庭を訪問するとなると、子育て家庭の実情に応じて優先順位を付けるといったことも必要になる。そこで、赤ちゃん訪問の計画を策定するためにも、子育て家庭の実情別に訪問対象件数を検討するといったことが必要である。また、訪問実績や訪問対象件数といった情報は、区と訪問員とが共有することも必要である。

〔措置の内容〕

当事業の評価の指標として、平成27年4月に策定する「子ども・子育て支援事業計画」において生後4か月までの乳児のいる御家庭への訪問率100%を目標値として設定することとしました。また、訪問実績等は各区において、訪問員連絡会やフォロー研修の中で共有しているところですが、今後も引き続き、課題等を共有し、事業の改善を図ります。

7 川崎市子育て支援センター事業

本IV-意5 事業実施上の課題や取組事例の共有の強化（意見）

〔意見の要旨〕

区こども支援室と地域子育て支援センターとで実施する連絡会議の場で各センター

の抱える課題や取組事例を共有している。現状では、同一区内のセンターでの課題や事例の共有はなされているものの、他の区での状況については、年度末に作成される事業報告書などにより、各センターが他区での実施状況を参考にするなど、各事業者の取組に委ねられており、センター間で共有する仕組みがない。事業の効果を高めるためには、他区の状況を区こども支援室の担当者による連携会議で紹介し、区の連絡会議で周知するなど積極的に共有する仕組みの構築が求められる。

〔措置の内容〕

各センターの抱える課題や取組事例を全センター間で共有するため、平成 26 年度の連携会議において、各区の取組状況を相互に紹介した上で、その情報を各区の連絡会議において、区内のセンターに周知を図りました。

今後も各センターの取組事例等を共有することで、支援センター事業の改善につなげていきます。

8 川崎市ふれあい子育てサポート事業

本Ⅳ-意 6 新規利用の拡大に向けた取組の強化（意見）

〔意見の要旨〕

平成 24 年度の事業報告書から、各センターの初回顔合せ立ち会い回数を比較すると、中原区 183 回に対し、川崎区・幸区 110 回、多摩区・麻生区 68 回、高津区・宮前区 0 回とバラツキがある。各サポートセンターで初回顔合せの仕方が異なるため、その回数だけをもって一概に評価することはできないが、各サポートセンターでの回数に差があることは、新規の利用が多いところと少ないところがあるためと考えられる。事業の利用を進めるため、PR や新たなニーズへの対応を進めることが望まれる。

〔措置の内容〕

ふれあい子育てサポート事業の実施において、地域における利用会員・ヘルパー会員のアンバランスが生じており、ヘルパー会員の確保が課題となっています。事業の利用を進めるため、ポスティング、市政だより、区役所窓口等へのチラシ配置等に加えて、平成 26 年度からホームページの内容をより分かりやすいようにする等、広報の充実を図り、ヘルパー会員の増員に努めるとともに、ヘルパー会員研修終了後に地区別のヘルパー会員登録状況をホームページに掲載することで、「サービスの供給可能量」を公開し、利用のしやすさを周知することで、新規利用者への対応の改善を図ります。

本Ⅳ-意 7 事業報告書の詳細化（意見）

〔意見の要旨〕

現状の事業報告書には、会員の状況、利用状況、研修会等の開催状況及び援助活動状況が記載されている。事業の質の向上を図るため、利用調整上の留意事項やマッチングの不成立件数など、ニーズの把握やサービスの提供状況に関する情報の報告を求めることが望まれる。

〔措置の内容〕

会員の状況、利用状況、研修会等の開催状況及び援助活動状況に加え、平成 27 年度からマッチングの不成立の件数の把握ができるよう、事業報告書の記載項目の詳細化について、各サポートセンターと検討を行い、より正確なニーズ及びサービス提供状況の把握を図ります。

V 経済労働局

1 川崎市産業振興会館管理運営事業

本 V-意 1 貸館の利用率向上（意見）

〔意見の要旨〕

産業振興財団では、指定管理事業の中で貸館事業を実施しており、年度事業計画において、利用率目標をも定めている。この利用率は、過去の実績に照らして設定していることから、概ね達成可能な目標値になっており、平成 24 年度においても、「多目的ホール」、「企画展示場」、「研修室」及び「会議室」のグループ毎の目標値はすべて達成されている。

単に過去の実績から目標値を設定するのではなく、指定管理者に創意工夫を促しより高い利用率を達成するよう、目標値の設定方法につき検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

本市と指定管理者との間で意見交換を行う月 1 回の定例ミーティングにより、会館利用率の向上に向けた取組について、創意工夫を凝らすよう指導を行いました。それを受け、産業振興財団が保有するパンフレットやホームページなどを活用した広報活動を行うほか、平成 26 年度からは指定管理者からの提案もあり、指定管理者のグループ企業の利点を活かした広報を展開するなど、広報活動の強化を図っています。さらに、施設の利用料金についても、平成 26 年 4 月 1 日から、第 4～6 会議室の利用料金を約 1/3 に値下げすることにより、利用率の向上を図りました。

また、広報の強化や利用料金の値下げによる利用率の変動等を検証をした上で、平成 27 年度実施事業から各施設の利用率について目標値の設定を行います。

3 川崎市生活文化会館管理運営事業

本 V-意 2 貸館の利用率向上（意見）

〔意見の要旨〕

県労働福祉協会では、指定管理事業の中で貸館事業を実施しており、年度事業計画において、利用率目標を定めている。この利用率は、過去の実績に照らして設定しているが、平成 24 年度においては、「会議室」、「和室」、「工作実習室」、「陶芸実習室」、「調理実習室」が目標値を下回っている。特に、陶芸実習室は利用率 28.9%（目標値 39.1%）、調理実習室は利用率 20.2%（目標値 23.8%）と、低稼働で目標値が低い貸館においても目標割れが生じている。

目標達成した理容美容実習室は、間仕切り等の工夫により利用率の向上に成功していることから、技能職者相互の交流及び技能水準の向上という目的は踏まえつつも、近隣の高津市民館の補完的機能を果たしているという現状に鑑み、高津市民館との連

携を図りながら利用者ニーズにあった工夫を施すことにより、館全体の利用率の向上を図ることが望まれる。

〔措置の内容〕

高津市民館と協議し、平成 26 年 5 月から新たに生活文化会館のリーフレットとチラシを高津市民館に配架し、また、窓口でもニーズが合う方に生活文化会館を紹介するなど、連携を進めています。なお、設置したリーフレット・チラシはインターネットの使用ができる旨を強調したものとなっており、高津市民館とは違う魅力を伝えています。

また、利用率を高めるため、平成 26 年度より新たなサークルを誘致するチラシやポスターを作成して広報を実施した他、現状利用団体の状況把握、インターネットを活用した広報及び高津区内の町内会広報掲示板へのポスター掲出の取組を進めています。

4 川崎市立労働会館管理運営事業

本 V-意 3 施設の平等利用（意見）

〔意見の要旨〕

川崎市立労働会館条例第 11 条では、「施設等の利用は、引き続き 3 日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。」としており、この場合、指定管理者は、市の所管部署と協議して受付可否を検討することとしているが、平成 24 年度中に、引き続き 3 日を超える利用申請に対し、市の所管部署と協議をせずに受付を行う事案が見られた。これは、基本協定書第 20 条第 1 項に反するものである。これに関し、市は、指定管理者に対し書面による厳重注意を行っている。

本件は、館内会議で確認されたものであり、指定管理者が業務繁忙につき報告を失念したことが原因となっている。施設の利用状況等については、連絡・報告事項に漏れが生じないよう市側でも一定程度のモニタリングを行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

連絡報告事項の漏れを防止するため、平成 26 年 2 月から月 2 回の館内会議への市職員の出席を 1 名から 2 名体制とし、市側からも積極的に情報収集をするように改めました。また、モニタリングについては、月例で開催している指定管理者との総括打合せの中で、事業の実施状況を報告させることで対応していましたが、平成 26 年度からは、基本協定書等に規定された報告連絡事項の有無を確認することに改めたほか、平成 26 年 4 月の月例会議では、毎月の報告では間に合わないような緊急を要する事案については、適宜、連絡するよう指導しました。

本 V-意 4 利用率の向上（意見）

〔意見の要旨〕

アゼリアプロジェクトでは、指定管理事業の中で貸館事業を実施しており、年度事業計画において、利用率目標を定めている。この利用率は、過去の実績に照らして設

定しているが、平成 24 年度においては、「ホール」、「会議室等」が目標値を下回っている。また、目標達成している「交流室」は利用率 29.5%（目標値 23.2%）と稼働率自体が他と比べて低い状況にある。

単に過去の実績から目標値を設定するのではなく、指定管理者に創意工夫を促しより高い利用率を達成するよう、目標値の設定方法につき検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 2 月の指定管理者との総括打合せにおいて、会館利用率の向上に向け、創意工夫を凝らした取組みを行うよう指導するとともに、月例の打合せの中で指定管理者と協議を行い、平成 26 年 7 月から、特別会議室・交流室（第 3、4、5、6）の利用料金の値下げを行ったほか、営業範囲の拡大などの営業活動の強化やインターネット等の民間広報媒体を活用した広報の拡充を行いました。

また、指定管理者の更なる創意工夫を促し、高い利用率を達成するため、平成 26 年度中に利用料金値下げや広報の強化による利用率の変動等を検証した上で、次年度の目標値の設定を行います。

5 コミュニティビジネス振興事業

本 V-意 5 受益者負担の必要性（意見）

〔意見の要旨〕

当事業では、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスに関する相談対応やセミナー開催を無料でやっているが、同一の方が複数回にわたり利用するなど、受益者に偏りが見られる。

相談については、無料対応の上限回数を設け、上限回数を超えた場合は有料化する、セミナーについては、一部有料化して参加費を講師謝金に充てるなどの工夫を施す余地があると考えられるため、受益者負担の必要性について検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

相談については、平成 26 年度の相談事業より、無料対応については、3 回までと上限回数を設け、3 回を超えた場合は、有料にて対応することを制度化しました。

セミナーについては、現在はコミュニティビジネスを周知し裾野を拡げるため、多くの市民に気軽に参加していただく必要があります。そのため、有料化については 5 年後を目途にセミナーの目的・対象者に応じて、適宜対応することを検討します。

本 V-意 6 他の相談事業との連携（意見）

〔意見の要旨〕

市では、様々な相談対応を実施しており、市ホームページでは、相談の内容により 16 の分類で、相談案内を行っている。（平成 25 年 11 月 4 日最終アクセス）。コミュニティビジネスに関する相談については、当事業のほか、起業、創業等に関連した相談対応として、公益財団法人川崎市産業振興財団や公益財団法人かわさき市民活動センターなどが行っている。

また、類似の相談事業（例えば、川崎市男女共同参画センターが実施する女性のた

めの起業家相談など)との連携を図り、他の実施主体が受けたコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスに関する相談を、当事業で柔軟に引き継ぐといった体制の構築が望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 3 月に国に認定された「川崎市創業支援事業計画」に基づき、川崎市産業振興財団、川崎市男女共同参画センターだけでなく、市内のインキュベーション施設や金融機関等と連携を図ることとしており、平成 26 年度から年 2 回程度担当者会議を開催し、約 13 団体（市含む）の担当者が顔を合わせ、それぞれの事業紹介やインキュベーション施設等の視察等を通して、情報共有や広報の相互連携を図ることとしました。

6 川崎市・専修大学共同市民ビジネス人材育成事業

本 V-意 7 事業成果の定義（意見）

〔意見の要旨〕

当事業は、前身事業時を含めると修了生が 200 名を超え、受講者の満足度の高いプログラムとなっている。その一方で、当事業の成果がどのように市に還元しているのかは見えづらい事業でもある。したがって、当事業を通して市が期待する成果を、より具体的に定義することが望まれる。

また、当事業は、中長期的な目標として、受講者が川崎市で事業を興すことや社会活動に参画することを目指していることから、可能な限り修了生のフォローアップを実施することが求められる。

〔措置の内容〕

事業を通して期待する成果の方向性は、「市内にコミュニティビジネス/ソーシャルビジネス事業者が多数創出されること」としますが、平成 27 年度策定予定の新たな総合計画及びかわさき産業振興プランの中で、事業の位置付けとともに期待する成果についても明確にします。

修了生のフォローアップについては、一定の事業実績がある修了生について適宜情報を集め、現地調査等による実情の把握を行うほか、平成 27 年度からの市内中間支援団体と連携したフォローアップの実施に向けて、平成 26 年度から K S ソーシャル・ビジネス・アカデミーの講師陣や市内中間支援団体である「NPO 法人ぐらす・かわさき」等と検討を進めています。

本 V-意 8 事業成果の公表（意見）

〔意見の要旨〕

事業成果を広く市民と共有する観点から、修了生のその後の活動状況や、カリキュラムで使用した資料や映像を一部公開するなどの手法により、公開する情報を拡充することが望まれる。定員数が限られていることから、座学部分は e-Learning 化するなど、より多くの市民が当事業を利用できる方策を検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

事業の成果を広く市民と共有するため、KSソーシャル・ビジネス・アカデミーの成果報告会を平成26年6月に開催し、修了生の活動状況をパネル展示で紹介するとともに、修了生の活動報告（2名）の場を新たに設けました。

有料講座であることから本講義の全てを公開することは難しい状況にありますが、講義の一部を無料公開したり、別途公開講義を実施し、多くの市民に講義に参加する機会を提供するとともに、平成26年度講義から資料の一部を上記公開講義等において公開することにより、公開性の向上に努めています。

Ⅶ 建設緑政局

2 ニヶ領せせらぎ館管理運営等業務

本Ⅶ-意1 ニヶ領せせらぎ館における多摩川の歴史紹介（意見）

〔意見の要旨〕

多摩川はかつての公害の川から、現在では市民の憩いの場へと変化した。このような経緯は、環境問題を考える上でも貴重なモデルケースといえる。現在、ニヶ領せせらぎ館で実施されている事業は、主に多摩川の自然環境の紹介等であるが、公害の川から市民の憩いの場へと転換を図った貴重な多摩川の歴史についてもニヶ領せせらぎ館で紹介する意義は大きいと考えられる。

〔措置の内容〕

国土交通省の協力により、平成26年5月にテレビ、DVD等の映像機器を設置し、所有している多摩川の歴史等の貴重な映像を広く来館者に周知できるよう改善しました。

今後は貴重な書籍等について、国をはじめ他の流域自治体と連携して情報共有とその活用を図ります。

3 大師河原水防センター管理運営等業務

本Ⅶ-意2 ニヶ領せせらぎ館管理運営等業務との関係（意見）

〔意見の要旨〕

大師河原水防センター管理運営等業務では干潟の生態等を紹介するのに対し、ニヶ領せせらぎ館管理運営等業務では中流域の生態等の紹介といった展示内容に違いはあるが、多摩川を活用した川崎市の魅力アップとしては共通している。

協働の担い手は、それぞれの専門性の違いから別個のNPO法人となっているが、目的が類似していることから、両NPO法人、川崎市の3者で定期的に協議会を開催すべきである。

〔措置の内容〕

平成26年2月に多摩川水辺の楽校シンポジウムを開催し、中流域及び下流域での各取組に係る情報共有を図りました。また、平成26年5月18日に合同干潟観察会を実施し、両NPO法人の連携を強化しました。

平成26年5月に行われたNPO法人の総会については、情報の共有を図るため、開催案内を各団体相互で行うことを徹底し、団体が自己の団体の特徴や課題を認識する機

会を創出することにより改善を行いました。

6 管理運営協議会報奨金

本Ⅶ-意3 事業の活性化について（意見）

〔意見の要旨〕

地域コミュニティの活性化や、市民協働による管理運営を促進するため、公園緑地愛護会に加え、新たに管理運営協議会報奨金事業を導入した。

活動状況報告書によれば、団体によっては毎月2～3名程度の少人数で作業を行っていることも多く、地域の施設を地域コミュニティで管理するといった段階には至っていない。高齢化の影響もあり参加者は減少しているが、団体からの意見も聴取し、より幅広い参加が進み、活動の活性化が図られるように事業の見直しを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

平成26年度中に管理運営協議会に対してアンケート調査を行い、活動実態の把握をした上で事業の検証を行い、現状の情勢に即した活性化対策を検討します。また、活動団体のコミュニティづくりのきっかけの場として、要望に応じて、道具の使い方やせん定、刈込み、花壇についての講習会を充実させ、活動支援として、労力の低減に向けた草刈り機やブロアーなどの貸出機材の充実を図ります。

第4 区役所

I 川崎区役所

1 川崎区まちづくりクラブ

区Ⅰ-意1 クラブの当初の設置目的と現状について（意見）

〔意見の要旨〕

まちづくりクラブは、平成9年に策定された「川崎区区づくり白書」の提案を実現するため、設置された経緯がある。このため、まちづくりクラブが設置された当初は、クラブ毎にごみ問題や防災、高齢化社会での課題など、地域で生活するうえでの重要な課題があり、その解決に向けた活動を行っていた。しかしながら、それぞれの重要な課題については、その課題に対応した組織や会議体・事業などが設置され、まちづくりクラブでの取り組みは限られたものとなっており、その結果、設置当初の目的と現在の取組内容が乖離しているクラブもある。現在の活動内容がまちづくりクラブでできる取組として妥当なものであれば、まちづくりクラブの当初の目的や活動内容を見直し、設置要綱等を実態にあわせる時期に来ていると思われる。

〔措置の内容〕

各まちづくりクラブの年間活動計画の基本となる実行計画について、各まちづくりクラブが自分たちで取り組める内容を中心に平成26年度中に策定するため、設置要綱についても、その計画の策定に併せて、平成27年4月1日を目途に改正します。

5 自主防災組織活動助成金

区 I-意 2 組織への働きかけ（意見）

〔意見の要旨〕

現状、成果の振り返りは、活動を実施した団体の活動内容、訓練実施組織数や訓練回数等の把握により行われている。しかし、自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もある。この活動の目的は防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、加入団体が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。

この防災組織はあくまで自主的な取組であり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であるとする。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいはほかの防災組織と合同で実施する等の提案といったかたちでの働きかけを行っていくことが重要であるとする。

〔措置の内容〕

平成26年4月開催の川崎市自主防災組織連絡協議会役員会や5月開催の総会において、訓練の積極的な実施と助成金の活用について呼びかけを行いました。また、昨年度から取組を進めている避難所開設訓練への協力依頼も併せて行い、単一組織での訓練が難しい場合は避難所運営会議等、複数組織による横のつながりを活かした訓練の実施も考えられる旨案内を行いました。今後も、様々な機会をとらえて訓練実施の働きかけを行います。

6 自主防災組織防災資器材購入補助金交付事業

区 I-意 3 組織への働きかけ（意見）

〔意見の要旨〕

現状、区では資器材の購入状況の把握にとどまり、各組織の防災資器材の整備状況把握が徹底されていない。

本庁総務局危機管理室では5年に1度の現物調査の実施を求めており、最低限その要求に基づき現物調査を実施した上で、各組織における必要な資器材の整備状況を把握し、整備の助言を行うことや、資器材の購入・整備が進んでいない団体に対しては、区から補助制度の利用を促すといった働きかけを行うなどの取組が望まれる。

〔措置の内容〕

各自主防災組織の防災資器材整備状況把握のため、平成26年4月開催の川崎市自主防災組織連絡協議会役員会や5月開催の総会において資器材の保有状況調査の実施について説明の上、平成26年6月1日現在の整備状況を確認しました。当該調査の結果については、平成26年10月の自主防災組織連絡協議会においてフィードバックし、資器材整備の推進に関して協議しました。今後も様々な機会を捉えて整備の重要性を広報するとともに、補助金制度の利用を検討するよう働きかけを行います。

II 幸区役所

1 幸区学校跡地施設管理運営

区Ⅱ-意 1 利用調整の公平性と地域への還元性のバランスの再検討（意見）

〔意見の要旨〕

現状では、A 団体の利用が優先され、B 団体については A 団体の利用調整後に空きがあれば利用できる状況にあり、市の所有する施設にもかかわらず、利用団体間で差がある。この点については、当施設は市のものであることから広く市民に開放するのが公平であるという考えもあれば、地域の施設であることからサービスは地域住民に還元するのが公平という考えも成り立つ。施設のあり方、利用方法について、協働の担い手である周辺自治会とも協議を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

本施設の利用・運営に関して、現状ではこれまでの経緯を踏まえ、既存団体が草刈や側溝清掃などの施設運営に積極的に協力する中、既存団体が施設を優先的に利用する状況となっています。一方で、平成 25 年 12 月には施設の新規利用団体を募集し、地元以外を含め、新たに 10 団体が登録されました。また、四半期ごとに「利用調整会議」を開催し、周辺自治会長が中心となった「運営協議会」と利用団体で施設の利用調整等を円滑に進めており、引き続き、安定的な施設運営が行われるよう、状況把握等を行います。

2 交通安全普及啓発事業

区Ⅱ-意 2 成果の振り返り（意見）

〔意見の要旨〕

現状では、平成 24 年と平成 25 年の上半期の小学生が関係する交通事故発生件数を把握しているが、その他の期間については把握しておらず、成果の振り返りは、教室等の開催後の意見交換のみで行われている状況である。今後の成果の振り返りにあたっては、事業効果を高めるため、定量的な目標指標を設定し、事後検証を行うことが望まれる。例えば、安全教室の開催前後における児童、生徒の行動の変化について、小中学校の教員や交通安全指導員に対するアンケート調査などを行い、安全教室での指導内容が児童、生徒の行動の変化につながっているかという点を調査、分析することが考えられる。

〔措置の内容〕

指摘事項については、児童・生徒の交通安全意識に関する目標となる指標を設定し、事業後にアンケート調査等を実施し意識変化を測定するなど、合理的な指標による成果の検証方法について検討しており、平成 26 年度中に取りまとめる予定です。

5 こども・子育て支援事業

区Ⅱ-意 3 アンケートの有効活用（意見）

〔意見の要旨〕

現状では、アンケートでの意見・要望について報告書に意見・要望の内容が羅列されているのみである。意見・要望を有効に活用するため、内容をたとえば、対応がすぐできるもの、継続的な対応が必要なもののように類型化することが望まれる。また、

継続的な対応が必要な事項については、チェックリスト化することなどで対応に漏れないようにすることが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 25 年度事業の振り返り時（平成 26 年 3 月実施）に、アンケートにより把握した意見・要望についてすぐに対応できるもの、継続的な対応が必要なものに分類し類型化しました。これらの類型化を踏まえ、平成 26 年度の事業実施にあたっては、広報チラシの改善等すぐに対応できるものについては随時対応し、また、継続的な対応が必要なものについては、事業実施上の課題として整理し、リスト化するなど、適切な進行管理を行います。

7 さいわいものづくり体験事業

区Ⅱ-意 4 目標値の設定について（意見）

〔意見の要旨〕

現状の成果の振り返りは、企業のプログラム等についてのものであり、市として事業の成果を把握しているとは言い難い状況である。継続的に事業内容を改善し、より高い成果を実現するためには、例えば、各事業の目標参加者数といったものを設定し、事業終了後に実績値と比較して差異要因について分析するといった、具体的な目標数値を設定した上での事後評価を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

目標参加者数等の数値設定による事業評価について、「さいわいテクノ塾」及び「さいわいトライサイエンス」は参加者数に制限を設けていることから、平成 26 年度から応募者数や参加者の満足度による評価の実施を検討しています。また、「科学とあそぶ幸せな一日」は、平成 26 年度は実施内容や前年度の実績から目標参加者数を 1,500 人程度とすることを平成 26 年 7 月の会議で関係団体と協議し、決定しましたが、開催場所の収容能力やプログラム内容によっては人数制限を設けているものもあるため、平成 27 年度の実施に向けてアンケート調査による参加者の満足度評価など具体的に効果的な目標数値等の設定と評価のあり方を検討しています。

8 音楽のまち推進事業

区Ⅱ-意 5 成果の設定（意見）

〔意見の要旨〕

現状の成果の振り返りは、来場者数などコンサート内容に関するものが中心であり、事業の本来の目的である地域の活性化にどのように役立っているのかは検証されていない。今後、事業の目的の達成に向け、事業内容を改善し、より高い成果を実現するためには、事業目的の達成状況の判断に資する指標及び具体的な目標値を設定し、事業終了後に評価することが望まれる。そこで、目標値としてコンサートの来場者数に加えて、出演者数（あるいは出演応募者数）を指標とすることが望ましい。そうすることで、コンサートの運営に参加するという、協働の浸透度合いを測定することにつながる。

〔措置の内容〕

事業の達成状況の判断にあたり、出演者数（あるいは出演応募者数）を指標とすることについては、平成 26 年度から「夢こんさあと」「さいわい街かどコンサート」及び「さいわいハナミズキコンサート」において指標の一つとしました。

また、「さいわいハナミズキコンサート」については、来場者の来場回数など事業の浸透度を把握するアンケートを行っていませんでしたので、平成 27 年 2 月開催予定のコンサート時より、アンケート項目を増やして協働事業の浸透度についての検証も行えるように検討します。

区Ⅱ-意 6 アンケート結果の有効活用（意見）

〔意見の要旨〕

さいわい区民音楽祭のアンケートでの意見・要望について、現状では意見・要望の内容が羅列されているのみである。意見・要望を有効に活用するため、内容をたとえば、対応がすぐできるもの、継続的な対応が必要なもののように類型化することが望まれる。また、継続的な対応が必要な事項については、チェックリスト化することなどで対応に漏れがないようにすることが望まれる。

〔措置の内容〕

「さいわい区民音楽祭」は平成 25 年度から「さいわいハナミズキコンサート」に名称を変更しましたが、「さいわいハナミズキコンサート」のアンケート結果の活用については、アンケート結果を「すぐに対応が可能」、「継続検討が必要」、「対応のできないもの」、「その他（感想等）」の 4 つに分類し類型化しました。

「すぐに対応が可能」なものについては、運営委員会と協議の上、平成 27 年 2 月のコンサートから随時改善を図ります。また、意見のうち継続的な対応が必要なものについては、事業実施上の課題として整理し、リスト化して対応経過を管理しています。

9 地域資源を活かしたまちづくり事業

区Ⅱ-意 7 事業目標の設定（意見）

〔意見の要旨〕

参加者数の推移を把握し成果を検証している。しかしながら、定量的な目標値は設定しておらず、事業効果の改善につながりにくい状況にある。成果の振り返りにあたっては、測定可能な成果の目標を事前設定し、事後検証を行うことが望まれる。事後検証にあたっては、一次的には参加者数の目標値を設定するという考え方もあるが、事後評価という観点からは二次的な波及効果も評価対象とする必要がある。二次的な評価としては、参加者の満足度調査等のサービス水準の評価や同種のまちづくり事業を行う市民活動団体の新規発足や新規事業の実施状況といった点についても検証・評価することが必要と考える。

〔措置の内容〕

事後検証に際し測定可能な目標値については、まず、事業の募集定員を第 1 の目標とし設定しました。その上で、事業ごとにアンケートを実施し、参加者の満足度や要

望を把握し、次の事業を企画する際の資料として活用しています。加えて、アンケート項目にまちづくりにつながる市民活動に関する興味等を追加するなど参加者の意向調査を積極的に行うことで、事業の二次的波及効果を把握しています。

10 市民活動等支援事業

区Ⅱ-意8 スペース提供による効果の説明（意見）

〔意見の要旨〕

現状では、区役所の一部を無償で優先的に利用できる状況になっている。区として市民活動を支援する姿勢をあらわした事業と考えられるが、区民や他の団体からの理解を得るためには、スペースの利用状況だけでなく、当該スペースを利用することによって、登録団体の活動の充実や成果につながっていることを区民に対して十分に説明することが、区役所スペースの無償利用の合理性の説明という観点から必要であると考えられる。

〔措置の内容〕

平成26年6月に区民を委員として、新庁舎市民活動コーナーに関する準備会を立ち上げ、これまでの「スペース Cha-Cha-Cha」の利用状況について報告をするとともに、新庁舎に平成27年5月に設置予定の市民活動支援コーナーはより多くの区民が利用しやすいスペースとし、市民活動の活性化に資するよう、活用方法について区民委員と協議を行ってきました。

また、幸区役所HP等において、市民活動コーナー設置紹介とともに、その趣旨について周知していくことを検討しています。さらに、利用団体に対しては、平成26年11月に利用調査アンケートを行い、その中で市民活動コーナーの設置についての趣旨説明をするとともに、これについての意見も聞き取りを行いました。今後も、公共施設を無償で団体の利用に供することの意義等について、機会を捉えて説明をしていきます。

11 まちづくり推進事業

区Ⅱ-結7 役割分担と責任範囲の確認（意見）

〔意見の要旨〕

幸区まちづくり推進委員会と区とが、事業実施の中でお互いが何を実施する必要があるかの認識を明確にするため、役割分担について文書化する必要がある。

〔措置の内容〕

幸区まちづくり推進委員会が平成26年3月に解散したことに伴い、当該事業も平成25年度末に終了しましたが、今後、市民との協働による事業を行うにあたっては、役割分担の明確化に努めます。

区Ⅱ-意9 事業成果の検証（意見）

〔意見の要旨〕

当事業について、まちづくり推進委員会報告書は、あくまで推進委員会が実施した

取組みの内容を報告の形でとりまとめたものであり、事業目的の達成度を評価する成果が記載されたものではない。事業実施の結果、市や市民がどのような状態になっていることが望ましいかといった観点から事業の成果を定義し、市（区）として、推進委員会の取組結果が事業目的の達成に寄与しているかを評価できるよう指標化した上で進捗管理をしていくことが望まれる。

〔措置の内容〕

幸区まちづくり推進委員会が平成 26 年 3 月に解散したことに伴い、当該事業も平成 25 年度末に終了しましたが、今後、市民との協働による事業を行うにあたっては、事業実施にあたっての事業目的の達成度を評価できる指標の作成について努めます。

1 2 さいわい夢保育事業

区Ⅱ-意 10 事業目標の設定（意見）

〔意見の要旨〕

利用者数及び実施施設数の推移を把握し事業の成果を検証している。このように定量的な情報は入手しているが、目標値は設定されていないため、事業効果を高めるための改善につながりにくい状況にある。成果の振り返りにあたっては、目標を事前に設定し、事後検証を行うことが望まれる。その際、単に目標値と実績値との比較だけに終わらず、実績値についての原因分析も併せて行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度事業計画を立てる際に、年間の利用者数及び実施施設数についての目標値を設定しました。事業終了後にアンケートを実施し実績値の要因把握を行うとともに、当該事業以外の同種事業（保育園等で実施）に同様なアンケートを実施し双方の結果を比較・分析することで、利用者ニーズ等の詳細な把握を行います。

1 4 地域防災活動の推進事業

区Ⅱ-意 11 防災マップの周知の徹底（意見）

〔意見の要旨〕

防災マップは区民が、災害発生時の避難場所の把握や給水地点を把握し、日ごろからの備えや、災害発生時に活用するためのものであり、行政、区民双方にとってとても重要なものである。そのため、防災マップの区民への周知度を高めていくことが重要であり、単にマップを配布して終わりということだけでは必ずしも十分ではない。特に高齢者に対しては、マップの配布だけにとどまらず、直接説明する機会を設けるなどの対応が必要であると考え。そういった点では、防災マップ説明会のような場の開催も検討されたい。

〔措置の内容〕

平成 26 年 12 月開催の防災フェア及び平成 26 年 8 月開催の子ども安全安心・防災フェア等において、幅広い年齢層の参加者を対象に防災マップを配布し、内容説明等の周知を行いました。また、平成 27 年 2 月には自主防災組織活性化講座を開催し、参加者の年齢や理解度にあわせて、防災マップの周知を行う予定です。

1 5 自主防災組織活動助成金

区Ⅱ-意 12 組織への働きかけ（意見）

〔意見の要旨〕

当事業の目的は、防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、自主防災組織が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。しかし、自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もあるのが現状である。

この防災組織はあくまでも自主的な取組であり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要である。その際には、他組織のベストプラクティスの紹介や合同実施の提案などの働きかけを行っていくことが重要である。

〔措置の内容〕

自主防災組織における防災訓練については、本年度より避難所開設・運営訓練の実施を支援する取組を強化しており、平成27年2月までに区内7か所で専門コンサルタントを活用した訓練を実施します。また、幸区自主防災連絡協議会が年2回実施する訓練は、区内5地区の輪番制となっており、概ね3年に1度は全ての組織で訓練を実施する仕組みとなっていますが、自主防災組織及び避難所運営会議の代表者等で組織する「幸区災害対策協議会地域防災連携部会（年3回開催）」にて、自主防災組織の訓練、避難所運営会議の取組等に関する先進的・模範的事例を紹介し、全ての自主防災組織に対して、活動促進に向けた働きかけを行いました。

Ⅲ 中原区役所

1 地域防災推進事業（自主防災組織活動助成金）

区Ⅲ-意 1 組織への働きかけ（意見）

〔意見の要旨〕

当事業の目的は、防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、自主防災組織が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。しかし、自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もあるのが現状である。

この防災組織は自主的な取り組みであり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であると考え。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいは他の防災組織と合同で実施するなどの提案といった形での働きかけを行っていくことが重要であると考え。

〔措置の内容〕

他の防災組織におけるベストプラクティスの紹介については、年度ごとに上半期の訓練を12月、下半期の訓練を翌年度6月を目途に事例としてまとめ、区ホームページに掲載し紹介します。また、年間を通じて開催される各避難所運営会議にて、参加

する各自主防災組織に対しても、他の組織における訓練を紹介するとともに、合同での訓練実施を呼びかけを引き続き実施します。

2 地域防災推進事業（自主防災組織防災資器材購入補助金）

区Ⅲ-意2 資器材保有状況の確認（意見）

〔意見の要旨〕

当事業の目的は、自主防災組織が有事に備えて事前に防災資器材の購入により防災体制を整備することであり、団体が活動に必要な資器材を確実に整備することが重要である。現状では、区では補助金申請時に「防災資器材整備計画書」の提出を求め、当該計画書に資器材整備状況について記載する欄が設けられており、防災組織が保有する資器材の状況について確認ができています。しかし、この方法では補助金申請をしない組織の資器材整備状況については確認ができないことになる。

各団体における財政負担もあることから、防災資器材の購入を申請しない団体に対して、区から改めて積極的に申請するように求めることには議論の余地があると考えられるが、本庁総務局危機管理室では5年に1度の整備状況調査を実施し、その結果は区でも把握を行っている。区では、その調査結果に基づき、各組織における必要な資器材の整備状況を把握し、整備の助言を行うことや、資器材の購入・整備が進んでいない団体に対しては、区から補助制度の利用を促すといった働きかけを行うなどの取組が望まれる。

〔措置の内容〕

各団体にて財政負担が生じることを踏まえると、防災資器材の購入補助金を申請しない団体に対して、区から改めて積極的に申請するよう求めることは困難です。このため、年間を通じて開催される各避難所運営会議にて、資器材の購入・整備が進んでいる団体の取組状況を紹介することで補助事業の活用促進につなげます。

4 自転車と共生するまちづくり事業

区Ⅲ-意3 目的の明確化（意見）

〔意見の要旨〕

事業開始当初は、武蔵小杉駅周辺の放置自転車問題を解決することが目的であったが、現在ではこの目的はほぼ達成されつつある。その一方で、新たに中原区内の他の駅の放置自転車についても同様の問題が発生していることから、それらを対象とした活動を新たに開始している。事業の対象範囲が広がっており、協働型事業にもとめられる目標（なにを、どのくらい、いつまでに）が不明確になっている。そのため、いまいちど事業の目的について検討し、事業の目標を再確認することが必要である。

〔措置の内容〕

武蔵小杉駅周辺の通勤通学に伴う放置自転車問題はほぼ解消されたように感じられますが、目標の達成状況を明確にするために、武蔵小杉駅周辺で月2回、新丸子駅周辺で月1回実施する警告札貼付活動の際に行う放置自転車台数調査の集計（平成26年4月～平成27年3月）を通して啓発活動の成果を平成27年3月までに検証し、事

業の目標を再確認します。

区Ⅲ-意 4 課題の管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

振り返り時に認識した課題について、翌年度の初回の委員会で検討しているが、それぞれの課題に対して個々には対応されているが、対応状況を一覧でまとめられたものは作成されていない。課題に対する対応状況を把握するためにも課題とその対応方法を取りまとめた一覧表を作成する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年 4 月から、従来から実施している武蔵小杉駅周辺で月 2 回、新丸子駅周辺で月 1 回の警告札貼付活動の際に認識された課題を課題管理表にまとめることで、対応状況が分かるよう改善しました。

7 In Unity 開催事業

区Ⅲ-意 5 課題の管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

振り返り時に認識した課題について、翌年度の初回の委員会で検討しているが、課題については個別に対応しており、一覧で対応状況できるようにはなっていない。そのため、認識した課題について対応状況を視覚的に確認できる一覧表を作成する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年 3 月に実施した振り返り時に認識した課題（舞台転換中に来場者を飽きさせない工夫、実行委員会の当日の配置、年間スケジュールの見直し等）を一覧表として作成し、その対応策の検討、対応結果の確認ができるようにしました。

8 歴史シンポジウム事業

区Ⅲ-意 6 目標数値の設定（意見）

〔意見の要旨〕

アンケート等によって、観客数や観客の満足度、出演者の満足度を把握できることから、これらの目標数値を設定して事業の評価を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度の実施に向けて協働相手と協議を行い、事業の評価指標として、前年度の実績に基づき観客数や観客の満足度、出演者の満足度の目標数値を設定することとしました。なお、観客数については、当日の資料配布数から確認を行い、満足度については、アンケートを実施することで把握できるようにしました。

区Ⅲ-意 7 若い参加者を増やすための対策の実施（意見）

〔意見の要旨〕

当事業は区民の郷土意識の醸成を図ることが目的であるが、シンポジウムについて

は、現状では区民のうち高齢者の出席が多数を占めている状況である。区民の郷土意識の醸成し、将来の世代に郷土の歴史と伝統を伝えていくためには、より若い参加者を増やすための対策が必要である。

〔措置の内容〕

指摘事項については、若い世代が参加しやすいものとなるよう協働相手と調整し、平成 27 年度の講演会については、休日に講演会を開催することとしました。

9 まちづくり推進実践活動事業

区Ⅲ-意 8 まちづくり推進委員会から外部コンサルティング会社への委託について（意見）

〔意見の要旨〕

当事業への区からの支出 172 万円のうち 105 万円が外部コンサルティング会社への委託費となっている。委託の内容は、住民がまちづくりに興味を持ち、まちづくり委員会の活動に積極的に参加してもらうことを目的として、住民参加型のワークショップ等を実施するものである。

当事業の目的は、地域の課題や問題点に対する解決法を検討し、自ら実践的に取り組むことで、解決に結びつけるということと、中原区を拠点とする各種団体同士の交流を図り、また、区内のまちづくり情報を一般区民に積極的に発信することで、中原区におけるまちづくり活動を活性化させるという 2 点で構成されている。この目的に照らすと、まちづくり委員会に参加してもらうことを目的とする上記外部コンサルティング会社への委託業務は必要ではあるが、それが事業費の大半を占めるという状況は適切ではないと考えられる。また、外部コンサルティング会社が実施するワークショップの参加者 1 回あたり平均 19 名と少数参加に留まっており、100 万円を投じて実施する必要がある事業であるとは考え難い。

よって、まちづくり推進委員会から外部コンサルティング会社への委託については規模の縮小及び参加者の増員を図ることが必要ではないかと考えられる。

〔措置の内容〕

平成 24 年度、25 年度にコンサルティング会社に委託して実施していた区民向け講座について、平成 26 年度は 2 年間の経験を基にして、まちづくり推進委員会委員が中心となり企画実施することとしました。また、中原区の魅力の発信やマナー・モラルの向上をより効果的に推進するとともにまちづくり推進委員会の活動を効果的に区民に PR する必要があるため、平成 26 年度は「(仮称) なかはらフォトコンテスト写真集」及び「(仮称) マナー・モラルアップポスター作品集」の作成業務について外部委託することとしました。これらの結果、委託費は約 16% 削減されました。

平成 27 年度以降も委託内容の精査を行い、まちづくり推進委員会が自ら企画し活動を推進していくための環境の充実及び効果的な取組に向けて協議を進めます。

1 3 中原区青少年吹奏楽コンサート事業

区Ⅲ-意 9 課題管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

成果の振り返りにおいて、コンサートの来場者及び出演者からのアンケートを集計して実施しているが、翌年度のコンサートに活かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

〔措置の内容〕

毎回、アンケート調査結果に基づき、実行委員会でコンサートにおける演奏校の誘導や人員配置等、運営についての振り返りを行っていますが、平成 26 年度実施事業については、平成 27 年 2 月までに振り返りを行い、その際、特に重要な改善すべき事項を一覧表として作成し、次年度の検討事項として引き継ぐこととします。

1 4 大型集合住宅住民組織支援事業

区Ⅲ-意 10 エリアマネジメント組織の育成について（意見）

〔意見の要旨〕

当事業は、NPO 法人であるエリアマネジメントと協働で実施されている。今後マンション開発が進展していく中で、マンションにおける地域コミュニティの創造は非常に重要である。その手法として、このような NPO 法人と協働で実施していくことは意義のある取組である。そういった趣旨から、このような市民活動団体を他の地域でも育成していくことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から市のホームページをはじめ、なかはらメディアネットワーク等を活用し、大型集合住宅におけるマンションコミュニティや地域とのつながりの重要性について積極的に情報発信することで、地域住民や市民活動団体等のマンションコミュニティに対する理解や関心を深め、地域の担い手づくりにつなげていくこととしました。

1 5 中原区子育てネットワーク事業

区Ⅲ-意 11 課題管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

成果の振り返りにおいて、子育てネットワーク会議で実施状況の報告が行われているが、翌年度の事業に活かしていくための仕掛けとして、特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から全体事業及び各部会における実施状況及び課題をまとめた資料を作成し、年度の最後に開催される子育てネットワーク会議において翌年度に引き継ぐべき内容を審査するとともに、翌年度最初の子育てネットワーク会議でその内容を共有する取組を行うこととしました。

1 6 中原区子育て支援推進事業

区Ⅲ-意 12 課題管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

成果の振り返りにおいて、全体会議及び運営部会で実施状況の報告が行われているが、翌年度の事業に活かしていくための仕掛けとして、特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から各地区の子育て支援推進委員会における実施状況及び課題をまとめた資料を作成し、年度の最後に開催される子育て支援推進実行委員会において翌年度に引き継ぐべき内容を審査するとともに、翌年度最初の子育て支援推進実行委員会でその内容を共有する取組を行うこととしました。

IV 高津区役所

1 高津区音楽のまち推進事業

区Ⅳ-意 1 委託形式の見直しについて（意見）

〔意見の要旨〕

当事業は地域で音楽活動を行う市民を中心にコンサート等を実施することにより地域の活性化に結びつけることを目的としている。事業の性質は、市民主体の協働の取組であり、したがって実行委員会方式が採用されている。現在、区と各実行委員会とは委託契約を締結しているが、実行委員会がより主体的に事業を実施するためにも補助形式で行うことを検討されたい。

〔措置の内容〕

市と市民団体が協働して事業を行うに際し、どのような手法が望ましいか明確に判断できるような仕組みづくりについて、「協働に関する基本的な考え方」の検討や協働型事業のルールの見直しの過程において検討しており、その結果を踏まえ、当事業の事業形態についても必要な見直しを行います。

3 高津区まちづくり推進事業

区Ⅳ-意 2 中長期計画等の策定の必要性（意見）

〔意見の要旨〕

まちづくり推進事業を実施することで何を達成あるいは解決しようとしているのかという目的、目標を設定することが必要である。そして、それら目的、目標を達成するために中長期の事業計画を策定し、それに基づいて実施していくことが必要と考える。例えば、まちづくり推進協議会の委員の任期が 2 年ということから、まず任期中の 2 年間で何をやるかという目標を設定し、それを踏まえて 1 年目、2 年目にそれぞれどういったことを実施するかということを決めておくことが望ましい。こうすることで、事業を効果的に実施していくことが可能となり、振り返りも行いやすくなる。PDCA サイクルを適切に回すという観点からは、振り返りの結果を次の行動につなげること、すなわち、Check と Action が重要である。

〔措置の内容〕

平成 26 年 5 月のまちづくり協議会第 8 期第 1 回全体会において、平成 25 年度活動状況の振り返りを行うとともに、今後 2 年間の計画の確認と目標の設定を行いました。平成 26 年度はその計画に基づき事業を実施し、年度末には目標の達成度等について振り返りを行った上で、その結果を第 8 期 2 年目となる平成 27 年度の計画に反映させることで PDCA サイクルによる適切な進行管理を行います。

5 高津地区親子運動会開催事業

区Ⅳ-意 3 実行委員会の資金の使途の適切性（意見）

〔意見の要旨〕

実行委員会合同会議資料によると平成 24 年度の親子運動会の実行委員会全体の決算は 370 万円の支出の内、賞品代が 75 万円、賞状・記念品代 14 万円、反省会費用 18 万円、福引き抽選会 35 万円となっており、全体の支出の内 40%近くを占めている。その金額は当事業に対する区の支出金額 88 万円を上回っている。賞品を提供することは参加者を増やす狙いがあるため、一概に否定しうるものではないが、公金を支出する以上はそれが賞品の旅行券や反省会の飲食費用の一部に使用されていないことが確認できるよう、契約や協定書を見直すことが望まれる。

〔措置の内容〕

親子運動会における支出については、これまでも公金支出分は賞品代や反省会の飲食費用には使用せず、指摘の費目を除く義務的経費にのみ充てることとしていましたが、そのことを明確にするため、平成 26 年度より、委託契約の仕様書に『事業費は親子運動会実施における義務的費用にのみ充てる』旨の記載をしました。

6 花と緑のたかつ推進事業

区Ⅳ-意 4 連絡会の自立化へ向けた取り組み（意見）

〔意見の要旨〕

現在は、連絡会と委託契約形式で当事業を実施しているが、当事業の趣旨が、地域住民による緑化活動であることを考えると、連絡会のより自立を促す取り組みも必要である。事業形態についても、委託形式から補助形式に変更することも検討されたい。

〔措置の内容〕

市と市民団体が協働して事業を行うに際し、どのような手法が望ましいか明確に判断できるような仕組みづくりについて、「協働に関する基本的な考え方」の検討や協働型事業のルールの見直しの過程において検討しており、その結果を踏まえ、当事業の事業形態についても必要な見直しを行います。

7 高津市民館総合管理運営業務委託

区Ⅳ-意 5 利用者負担の見直し（意見）

〔意見の要旨〕

高津市民館の運営管理の歳出総額に対する使用料の割合は 17.67%と市民館の運営経費の大半が施設利用者以外から賄われている。

歳出総額に対する使用料の割合が低い要因としては使用料単価の低さなどが挙げられるが、施設使用料がその施設の立地、運営経費に関わらず、条例により全て画一的に定められていることが使用料の低さをもたらす一因である。また、実際の利用状況を見ると、平成 24 年度における高津市民館主催事業の事業規模は 5 百万円ほどとその維持運営費に比して非常に少額であり、貸館業務の割合が高くなっている。

本来の目的である生涯学習のための利用率の向上を図ることが必要であり、そのためには生涯学習を目的とした利用と、それ以外を目的とした利用とで申込方法や使用料を区分するなどの対応策を検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

生涯学習のための利用率の向上については、平成 25 年度の主催事業に参加した市民を主体として新たに 3 団体の生涯学習団体の設立支援を行った結果、団体主催の講座（1 団体通年）が高津市民館を利用して開催されることになりました。

また、利用者負担の見直しについては、現在、平成 26 年 7 月に策定された「使用料・手数料の設定基準」に基づく使用料の見直し作業を進めており、その中で施設の維持管理費用等の原価算定や受益者負担割合の考え方についての検討を行っています。

8 子ども・子育て情報発信事業

「あったかつうしん」

区Ⅳ-意 6 協働形態の見直し（意見）

〔意見の要旨〕

ネットワーク満は長期に渡って紙面の作成や情報発信を担っている。活動団体としての意欲も高く、自主性を持って取り組んでいる。区の関与としては、発行に関する広報や校正作業や編集会議への参加等である。平成 25 年度には NPO 法人の法人格も取得しており、自立の高い組織といえる。一方で、契約形態については委託契約となっているが、委託は行政が主導すべき事業領域の場合に用いられる手法とされている。実態としてネットワーク満が主体的に活動しているのであれば、委託という手法でなく、事業協力や補助・助成といった手法を活用することが、市の定める協働の考え方から適切であると考えられる。

〔措置の内容〕

「あったかつうしん」の発行事業は、編集作業等を通じて、子育て中の親が、支援の受け手ではなく、支援の担い手となる機会を創出するという、子育て支援の人材育成も目的としており、「満」が独自に行う事業ではなく、行政が主導して行う事業であるため、今後も引き続き委託により事業を進めることとしました。

V 宮前区役所

1 みやまえスポーツふえすていばる開催事業

区Ⅴ-意 1 実施する大会・イベントによる世代間交流の活性化（意見）

〔意見の要旨〕

現在実施している大会・イベントは定番化しており、参加者にとっては一定程度の

満足が得られているものと思われるが、イベントによって参加する年代が固定化し、地域の活性化において重要な点である世代間交流が十分に行われていないように見受けられる。例えば、イベントの一つに「歩こう会」があるが、このイベントへの参加者の実に 90%が 60 歳代の老年層である。このイベントの区の意向としては老年層をターゲットとしたものであり、そういった意味では区の意向通りと言えるが、世代間交流の活性化という点では改善の余地がある。若年層へ参加の呼びかけを行い、一つのイベントで幅広い世代層の参加による世代間交流の活性化ということも念頭においた取り組みが必要であると考えます。

〔措置の内容〕

現在実施している大会については競技レベルの平等性を保つため、また歩こう会等のイベントについては警備・誘導の面から参加者の安全を確保するため、参加者の運動能力に差が付き過ぎないように大会・イベントごとに参加者の世代層を絞って開催してきました。幅広い世代層が安全で平等に取り組み、交流を深めることができる催しの開催について実行委員会と検討し、子どもと青少年指導員や地域の大人と一緒にウォーキングや身体を動かす「ディスカバーウォークみやまえ」を平成 27 年 2 月に開催し、子どもと大人の交流を図ることとしました。

1 4 自主防災組織活動助成金交付事業

区 V-意 2 組織への働きかけ（意見）

〔意見の要旨〕

当事業の目的は、防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、自主防災組織が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。しかし、自主防災組織の中には 1 年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1 年間訓練を実施していない団体もあるのが現状である。

この防災組織はあくまでも自主的な取り組みであるが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であると考えます。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいは他の防災組織と合同で実施するなどの提案といった形での働きかけを行っていくことが重要であると考えます。

〔措置の内容〕

平成 26 年度から自主防災組織の協議会、総会の場などにおいて、防災活動の事例紹介を行った上で、未実施団体に対し、防災活動を実施するよう働きかけを行いました。

1 5 自主防災組織防災資器材購入補助金交付事業

区 V-意 3 資器材保有状況の確認（意見）

〔意見の要旨〕

当事業の目的は、自主防災組織が有事に備えて事前に防災資器材の購入により防災体制を整備することであり、団体が活動に必要な資器材を確実に整備することが重要

である。現状では、区では資器材の購入状況の把握にとどまり、各組織の防災資器材の整備状況を把握していない。

本庁総務局危機管理室では5年に1度の現物調査の実施を求めているところであり、最低限その要求に基づき現物調査を実施すべきである。そして、その調査結果に基づき、各組織における必要な資器材の整備状況を把握し、整備の助言を行うことや、資器材の購入・整備が進んでいない団体に対しては、区から補助制度の利用を促すといった働きかけを行うなどの取組が望まれる。

〔措置の内容〕

防災資器材の整備状況の把握のため、5年に1度の現物調査を行うとともに、団体における資器材の充実が図られるよう、平成26年度6月の自主防災組織の協議会総会の場などにおいて、資器材の整備についての助言や補助制度の活用について働きかけを行いました。また、防災資器材の整備状況の把握のため、平成26年12月に各団体の防災資器材保有状況調査を実施しましたので、その結果を踏まえ、資器材の整備が進んでいない団体に対して整備の助言等を行っていきます。

VI 多摩区役所

1 多摩区安全・安心まちづくり推進事業

区VI-意1 課題の管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

会議により認識した課題について振り返りを行うこととされているが、課題については個別に対応しており、一覧で対応状況できるようにはなっていない。そのため、認識したそれぞれの課題について、対応策、対応状況及びその顛末について視覚的に一覧できる表を作成する必要がある。

〔措置の内容〕

事業の課題と対応について、一覧を作成し、平成26年度開催（12月）の会議において報告して、情報の共有化を図りました。

4 多摩区こども総合支援連携事業

区VI-意2 課題管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

実態調査としてアンケート等により成果の振り返りを実施しているが、翌年度の実地調査に活かしていくための仕掛けとして、中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

〔措置の内容〕

実態調査を翌年度の実地調査に活かすため、実態調査における重要な点について、平成26年3月に概要や一覧等の資料を作成し、各種連携・ネットワーク会議等において共有するとともに、「多摩区こども支援基本方針」を改定し反映させました。平成26年度の実地調査から、新たな「多摩区こども支援基本方針」の基本目標に対応した評価項目毎にチェックリストを導入し、行政だけでなく、関連機関・市民活動団

体等の事業もともに評価し、地域全体の子育て支援体制を整えていきます。

区VI-意3 区の施策へ繋げるための取り組み（意見）

〔意見の要旨〕

現段階では課題の解決のための実態調査の段階であるが、今後、実際に課題解決のために実態調査の結果を市の施策として反映させるための仕組づくりが望まれる。こども支援事業全体における当事業の役割、位置付けを整理し、単なるアンケート調査に終わらず、アンケート結果を活かした施策を立案、実施していくことを意識することが重要である。

〔措置の内容〕

平成26年3月にアンケート結果を反映させて「多摩区こども支援基本方針」を改定し、その中で、当事業の多摩区こども総合支援連携会議を課題解決のための事業の進捗状況を把握・評価する機関として位置付けるとともに、課題から新たに体系づけた方針に沿って立案実施していくことについて、会議の中で関係機関・団体と合意が成されました。今後もアンケート結果を活かした施策事業に取り組んでいきます。

6 「音楽のまち・かわさき」多摩区事業

区VI-意4 実行委員会方式の見直しについて（意見）

〔意見の要旨〕

当事業では、実行委員会方式が採用されているが、たま音楽祭実行委員会は、公募市民ボランティアの集まりであり、音楽祭の企画運営よりも音楽祭に市民の意見を反映することを、その目的にしている。したがって、当事業は、実行委員会による実施はなじまない。

〔措置の内容〕

平成26年度は、①月1回の運営会議への参加、②主体的な広報活動、③SNSなどを活用した委員自らによる情報発信、④会場設営や案内、⑤舞台運営、進行管理など実行委員が自らイベントを運営し、より主体的に企画運営を担うこととし、平成26年7月から実行委員会で実行計画を策定し、出演者の選考、出演交渉など具体的に事業を進めています。

8 観光振興・タウンセールス推進事業

区VI-意5 課題管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

成果の振り返りにおいて、来場者からのアンケートを集計して実施を行うとともに、翌年度のイベントに生かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成26年9月に実施した主催イベントでは来場者に対しアンケートを実施し、結果を一覧表などにまとめる形で課題を把握し、理事会などで実現性、優先性などの審

議・検証を進め、翌年度の事業展開に活かすことができるようにしました。

9 地域コミュニティの活性化促進事業

区Ⅵ-意6 課題管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

成果の振り返りにおいて、多摩区町会連合会及び同連合会内に設置されている地域コミュニティ活性化促進委員会との会議で議論された内容や町内会・自治会に関するアンケートで重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成25年度の市民アンケートや平成22年度の本事業でのアンケートにより、町内会自治会活動への関わりを深めるための取組として、「情報を積極的に発信する」「若年層に参加を呼びかける」という意見が多かったことから、多摩区町会連合会の総会において、地域コミュニティ活性化促進委員会を中心に地域コミュニティの活性化を促進することを決定しました。その結果を受け、地域コミュニティ活性化促進委員会は、区内大学ゼミ生による動画取材を中心に、学生の視点を活かした若年層にも親しみやすいホームページの作成、町内会自治会の活動をPRするポスターの作成掲示、及び区内大学の学園祭への出店など、町内会自治会の活動をPRしています。また、平成26年度の新企画として青少年指導員会と連携した啓発活動の展開及び転入者向けリーフレットの作成を実施しています。

区Ⅵ-意7 他の事業との連携について（意見）

〔意見の要旨〕

各町内会・自治会への加入については、町内会・自治会の活動は防犯、防火、環境美化、広報など幅広いため、他の事業でも同様の趣旨から行っている事業は多数存在する。特に多摩区は、その地域特性から大学生の割合が高く、長く区民として定住しない人も多い。そのため、当事業を単独の事業として行うよりも、他のイベント等の事業でPRを行うなどにより区民に触れる機会を多くすることが重要である。

〔措置の内容〕

転入手続に窓口に来庁される区民に対して多摩区町会連合会のことを周知するため、活動を紹介した展示を区民課窓口と同じ区役所1階アトリウムにおいて、平成26年3月25日から4月7日まで実施しました。また、4月1～3日に多摩区町会連合会の役員が来庁者に直接声をかけながら、町内会・自治会への参加を呼びかけるチラシを手渡し、区民と接する機会を拡大しました。

10 自主防災組織活動助成金

区Ⅵ-意8 組織への働きかけ（意見）

〔意見の要旨〕

成果の振り返りは、活動を実施した団体の活動内容、訓練実施組織数や訓練回数等

の把握により行われている。しかし、自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もある。この活動の目的は防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、加入団体が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。この防災組織はあくまでも自主的な取り組みであり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であると考え。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいは他の防災組織と合同で実施するなどの提案といった形での働きかけを行っていくことが重要であると考え。

〔措置の内容〕

防災活動の実施を促すため、平成26年9月に開催された自主防災組織連絡協議会役員会において、各自主防災組織の活動を紹介するとともに、自主防災組織相互の連携・協力による訓練の実施を提案しました。

VII 麻生区役所

1 安全・安心まちづくり推進事業

区VII-意1 定量的な目標設定と達成状況の評価（意見）

〔意見の要旨〕

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況进行评估することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成26年8月から委託業務の仕様書中に実施回数等の定量目標を記載することとしました。また、業務完了時に実施内容と目標の比較・検討を行い、業務の達成状況进行评估していきます。

4 しんゆり・芸術のまち推進事業

区VII-意2 事業の位置付けの明確化（意見）

〔意見の要旨〕

市民・子ども局で実施している「芸術のまちイベント事業」についても、新百合ヶ丘地区を中心とした芸術振興を目的としており、当事業との位置付けの違い等について改めて検討する必要がある。

〔措置の内容〕

川崎・しんゆり芸術祭の広報については、麻生区の「しんゆり・芸術のまち推進事業」の中でも行ってきましたが、平成26年7月に双方の事業の位置付けや役割分担について確認書を作成し明確にすることで、より良い事業展開が図れるように改善を行いました。

区VII-意3 実施主体の位置付けの明確化（意見）

〔意見の要旨〕

新百合ヶ丘地区の芸術振興事業において、区が支援している団体として「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラムがあるが、それらの位置付けの違いについて明確にする必要がある（現在検討しているというコメントは頂いている）。

〔措置の内容〕

平成 25 年度まで「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」が事務局を担い、『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラムを運営していましたが、双方ともしんゆり・芸術のまちづくりを推進する組織であり、違いが分かりづらくなっていることから、『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラムは平成 26 年 3 月をもって活動を終了し、平成 26 年 4 月より「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」に組織を一元化しました。

区Ⅶ-意 4 成果の振り返りの強化（意見）

〔意見の要旨〕

事業の実施方法をより良いものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況を評価することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度開催事業より「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と協議の上、昨年度の参加者人数等から今年度の目標参加者人数を 20% 増に設定することとしました。また、事業終了後に目標達成状況を確認し、必要に応じて次回以降の事業実施方法の改善を図ります。

5 しんゆり・芸術のまち推進事業（芸術文化広報発信事業）

区Ⅶ-意 5 事業の位置付け明確化（意見）

〔意見の要旨〕

市民・子ども局で実施している「芸術のまちイベント事業」においても、新百合ヶ丘地区を中心とした芸術振興を目的としており、当事業との位置付けの違い等について改めて検討する必要がある。

〔措置の内容〕

川崎・しんゆり芸術祭の広報については、麻生区の「しんゆり・芸術のまち推進事業」の中でも行ってきましたが、平成 26 年 7 月に双方の事業の位置付けや役割分担について確認書を作成し明確にすることで、より良い事業展開が図れるように改善を行いました。

区Ⅶ-意 6 実施主体の位置付け明確化（意見）

〔意見の要旨〕

新百合ヶ丘地区の芸術振興事業において、麻生区が支援している団体として「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と『しんゆり・芸術のまちづくり』フ

フォーラム」があるが、それらの位置付けの違いについて明確にする必要がある（現在検討しているというコメントは頂いている）。

〔措置の内容〕

平成 25 年度まで「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」が事務局を担い、「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」を運営していましたが、双方ともしんゆり・芸術のまちづくりを推進する組織であり、違いが分かりづらくなっていることから、「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」は平成 26 年 3 月をもって活動を終了し、平成 26 年 4 月より「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」に組織を一元化しました。

区Ⅶ-意 7 成果の振り返りの強化（意見）

〔意見の要旨〕

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況进行评估することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度開催事業より「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と協議の上、昨年度の参加者人数等から今年度の目標参加者人数を 20% 増を設定することとしました。また、事業終了後に目標達成状況を確認し、必要に応じて次回以降の事業実施方法の改善を図ります。

6 「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラム運営事業

区Ⅶ-意 8 事業の位置付け明確化（意見）

〔意見の要旨〕

市民・子ども局で実施している「芸術のまちイベント事業」においても、新百合ヶ丘地区を中心とした芸術振興を目的としており、当事業との位置付けの違い等について改めて検討する必要がある。

〔措置の内容〕

「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」の発足時と比べ、その取り巻く環境が変化していることから、組織形態の見直しを検討する必要があると考え、平成 25 年度に「フォーラムのあり方についての意見交換会」を 3 回開催し、フォーラムの今後についての議論を行いました。その結果、当フォーラムは平成 26 年 3 月をもって活動を終了することとし、それに伴い、当事業も平成 25 年度をもって終了しました。

区Ⅶ-意 9 実施主体の位置付け明確化（意見）

〔意見の要旨〕

新百合ヶ丘地区の芸術振興事業において、麻生区が支援している団体として「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」があるが、それらの位置付けの違いについてより明確化する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 25 年度まで「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」が事務局を担い、「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」を運営していましたが、双方ともしんゆり・芸術のまちづくりを推進する組織であり、違いが分かりづらくなっていることから、「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」は平成 26 年 3 月をもって活動を終了し、平成 26 年 4 月より「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」に組織を一元化しました。

区Ⅶ-意 10 成果の振り返りの強化（意見）

〔意見の要旨〕

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況进行评估することが望まれる。

〔措置の内容〕

「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」の発足時と比べ、その取り巻く環境が変化していることから、組織形態の見直しを検討する必要があると考え、平成 25 年度に「フォーラムのあり方についての意見交換会」を 3 回開催し、フォーラムの今後についての議論を行いました。その結果、当フォーラムは平成 26 年 3 月をもって活動を終了することとし、それに伴い、当事業についても平成 25 年度をもって終了しました。

7 あさお芸術のまちコンサート推進事業

区Ⅶ-意 11 定量的な目標設定と達成状況の評価（意見）

〔意見の要旨〕

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況进行评估することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度の役員会において、適切な定量的な目標について検討し、平成 26 年 8 月 29 日に実施したコンサートから、来場者数等、定量的な目標を設定・文書化し、事業終了時に検証し、達成状況进行评估することとしました。

8 スポーツのまち麻生推進事業（川崎フロンターレ応援事業）

区Ⅶ-意 12 定量的な目標設定と達成状況の評価（意見）

〔意見の要旨〕

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況进行评估することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度に行われる事業のうち、「川崎フロンターレホーム応援バスツアー」については、平成 26 年 6 月開催の役員会において、数値目標となる募集人数を定めました。その他の事業についても、各事業の準備段階の役員会等において、参加者数等の定量的な目標を設定した上、各事業終了後の役員会等において、その目標の達成状況を評価・検証していきます。

9 あさお観光資源の魅力紹介事業

区Ⅶ-意 13 定量的な目標設定と達成状況の評価（意見）

〔意見の要旨〕

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況を評価することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 7 月 29 日開催の写真コンクール部会において、観光写真コンクールの部門毎の応募者数等について目標を設定し協働相手と共有しました。平成 26 年度の事業終了時にその目標の達成状況について、評価を行い改善につなげていきます。

10 麻生里地・里山保全推進事業

区Ⅶ-意 14 類似事業との関係整理（意見）

〔意見の要旨〕

当事業とは別に、麻生区企画課が所管している「里山ボランティア」事業がある。当事業とは異なり、手入れが行き届いていない里山を対象とした保全事業であり、協働相手も当事業とは異なるが、実施内容が類似していると言える。これら類似事業の関係を整理し、麻生区として効率的・効果的な事業運営について検討する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 26 年 3 月に実施した「2014 里山フォーラム in 麻生」においては「里山ボランティア」事業の活動も紹介するなど、連携を図りました。また、「里山ボランティア」事業については、市民提案事業の最終年度ということもあり、平成 27 年 3 月末までには、それぞれの事業の目的や実施内容を整理した上で、連携して事業運営を行えるか等の検証を行い、より良い事業運営に向けて改善を図ります。

区Ⅶ-意 15 成果の振り返りの強化（意見）

〔意見の要旨〕

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況を評価することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 25 年度に実施した里地・里山カフェ塾、里山フォーラム等における講座や催しの参加人数から、事業内容や開催時期等の多角的視点から状況を分析した上で、平

成 26 年度の目標数値を設定し、協働相手と共有しました。また、事業終了後に目標達成状況を確認し、次年度以降の事業実施方法の改善につなげていきます。

1 1 地域防災推進事業（自主防災組織活動助成金）

区Ⅶ-意 16 組織への情報提供（意見）

〔意見の要旨〕

この活動の目的は防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、加入団体が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。

この防災活動はあくまでも自主的な取り組みであり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であると考え。区は消極的な団体に対し、他の団体との合同での開催などの提案を行っているが、その提案に際し、活動の実施を促す声掛けに終始するのではなく、例えば、他の団体の取り組みで参考になる取り組みに関する具体的な情報を提供し、団体が活動に結び付けやすくするための配慮も必要と考える。

〔措置の内容〕

平成 26 年 3 月に開催された「麻生区防災のつどい」におけるテーマを区内自主防災組織による活動発表とし、精力的に防災活動を行っている組織の活動例を発表してもらうことで、組織間の情報共有を図るとともに、活動の実施の働きかけを行いました。今後も自主防災訓練や総会等を通じて、団体の活動の実施を促す取組を進めます。

第 5 教育委員会

I 教育委員会

1 生田緑地サマーミュージアム運営事業

本Ⅷ-意 1 課題管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

成果の振り返りにおいて、来場者からのアンケートを集計して実施しているが、翌年度のイベントに活かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

〔措置の内容〕

サマーミュージアム来場者のアンケート結果については、実行委員会終了後の平成 25 年 9 月に全実行委員へ周知を図りました。そのうち特に重要な事項については、平成 26 年 4 月の第 1 回実行委員会において参加者間で再確認を行うとともに、まとめ資料を作成し引き継ぐことで、事業の改善につなげていくこととしました。

2 川崎市立学校学校施設地域管理業務

本Ⅷ-意 2 公募先を特定非営利法人に限定することについて（意見）

〔意見の要旨〕

当事業での協働のメリットは、学校施設の目的及び機能を十分に理解している受託者により、地域との密接な連携のもとに創意工夫を加え、より良い学習環境を整え維

持管理していくことにあると考えられる。この協働のメリットを達成するためには、特に組織形態は関係しないと考えられるが、公募先選定のためのプロポーザル実施要領によると、当事業のプロポーザルへの参加は、非営利の公益活動を行うために設立された NPO 法人に限定されている。確かに、NPO 法人を育成するという観点からは、応募を当面 NPO 法人に限定することはありえることである。しかし、その一方で、応募の範囲を NPO 法人に限定することで、競争原理が働かず、サービス内容が硬直化する恐れもあると考えられる。

そこで、応募を NPO 法人に限定するのであれば、その一方で、川崎市外で同様の取組を行う NPO 法人や私立学校などに対してヒヤリングを行い、そこで得られた情報を事業内容の見直しに活用することで、サービス内容の硬直化を避ける取組が望まれる。

〔措置の内容〕

「学校施設地域管理」は、学校が地域の中で果たす役割や地域における教育のあるべき姿を踏まえて制度設計されたものであり、「地域が主体で地域の学校を管理する仕組みの構築」に最大の意義があります。その意義を具現化するためには、その担い手は、「地域の住民を構成員とする組織」であることが適切です。一方で、学校施設の管理は、公共施設を滞りなく適切に維持管理する大きな責任を負うものですので、その担い手には、本市との業務委託の相手方として適正に契約を履行し、安定的に業務を継続できる組織体制が必要です。以上のことから、本事業において、プロポーザルへの参加資格として、「非営利の公益活動を行うために設立された NPO 法人」であることを求めています。

サービス内容の硬直化を避け、充実を図るためには、サービスの受け手のニーズを的確に把握すること、また本業務の課題に適切に対応していくことが大切であると考えています。そのため、これまでも実施してきた「地域管理業務に関する検討委員会」における検証やその中で行われる教職員・PTA 等を対象にしたアンケートなどの結果を踏まえながら、必要に応じて仕様を見直す等サービス内容の充実・改善に努めます。なお、サービス内容の硬直化を避ける取組として、同様の取組を行う者に対するヒヤリングは有効な手段のひとつですが、「学校施設地域管理」は、地域が主体で地域の学校を管理することに意義を置く本市独自の取組であり、現在のところ同様の事例がない状況です。

3 お月見をしよう

本Ⅷ-意3 課題管理方法について（意見）

〔意見の要旨〕

成果の振り返りにおいて、来場者からのアンケートを集計して実施しているが、翌年度のイベントに活かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26 年 7 月に実行委員会を行い、昨年度のアンケート結果について討議しました。この席上で改善方法を検討し、10 月 4 日の開催時に活かしました。また、討議し

た内容については議事録を作成し、次年度の委員に引き継げるようにしました。

4 体験講座・雪囲い・小正月

本Ⅷ-意 4 課題管理方法について（意見）

【意見の要旨】

成果の振り返りにおいて、来場者からのアンケートを集計して実施しているが、翌年度のイベントに活かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

【措置の内容】

それぞれの催しについて事前に準備会議を行い、昨年度のアンケート結果について討議しました。この席上で改善方法を検討し、開催時に活かしました。また、討議した内容については議事録を作成し、次年度の担当者に引き継げるようにしました。